

A close-up, soft-focus photograph of a baby's face and hand. The baby's nose and mouth are visible on the right side, and a hand is on the left side. The background is a light, textured surface.

第二期

山梨市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

 山梨市

市長 挨拶

子どもは、未来を担う希望であり社会の宝です。しかし、社会全体が多様化し、子ども・子育てに関わる環境は厳しくなっております。

急速な少子化、育児の孤立、待機児童など子育てに関わる社会問題を解消するため、平成 27 年度に国や地域をあげて子育て支援を進める「子ども・子育て支援新制度」が始まり、本市でも国の施策に基づき「山梨市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援事業を行なって参りました。市独自の子育て支援策としては、公設民営の「市立産婦人科医院」を開設し、産前産後の心身のケアや育児サポートに関する事業の充実も図って参りました。

今まで培ってきた前計画を引継ぎ「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」を基本理念とし、ここに「第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。子どもを取り巻く社会環境に注視し、子育て支援の施策展開を図って参りたいと考えております。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた山梨市子ども・子育て会議委員をはじめ、ご意見をいただいた多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月 山梨市長 高木 晴雄



目次

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的と位置付け	2
3 計画の期間	3

第2章 山梨市の現状と課題

1 人口の推移と子育て世代を取り巻く環境	5
2 出生と乳幼児健康診査の状況	14
3 子どもたちを取り巻く環境	18
4 国や県における取り組み状況	28
5 山梨市における前計画での取り組み状況	29
6 山梨市の子ども・子育てに関する課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	33
2 取り組み方針	33
3 施策の体系	36

第4章 具体的な取り組み内容

1 子どもとともに育つ子育て	37
(1) 地域における居場所とネットワークづくり	37
(2) 親子の健康づくり	38
(3) 相談支援や情報の提供	40
(4) 次代の親の育成	41
2 切れ目のない子育て支援	42
(1) 教育・保育の提供体制	42
(2) 地域子ども・子育て支援事業	43
(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援	44
3 地域社会全体で作る子育て環境	45
(1) 家庭や地域の教育力の向上	45
(2) 学校教育環境の整備	48
(3) 安心・安全なまちづくり	49
(4) 仕事と子育ての両立の支援	51
(5) 山梨市全体としての支援体制の整備	52

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 基本的な考え方	53
(1) 子ども・子育て支援事業	53
(2) 教育・保育提供区域の設定	54
(3) 量の見込みの推計方法	55
(4) 子どもの数と家庭類型の推計	56
2 教育・保育	58
(1) 1号認定の量の見込み（2号認定の幼稚園希望者を含む）	58
(2) 2号認定の量の見込み	58
(3) 3号認定の量の見込み	59
(4) 教育・保育に関する提供体制の確保内容	59
3 地域子ども・子育て支援事業	59
(1) ほぼ毎日利用する事業	59
(2) 不定期に利用する事業	62
(3) その他の事業	65

第6章 計画の評価と見直し

1 計画の評価	67
2 計画の見直し	67

資料編

1 子育て支援に関するニーズ調査概要	69
2 山梨市少子化社会対策推進条例	70
3 山梨市子ども・子育て会議条例	74
4 山梨市子ども・子育て会議委員	76

第1章



計画策定の背景と目的

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的と位置付け
- 3 計画の期間

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

我が国では急速な少子高齢化が進み、人口構造にひずみが生じ、労働力人口の減少や、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。その中で、子どもは社会の希望であり、未来を創る力であり、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない重要課題となっています。しかし、子どもや子育てを巡る環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくなく、子どもを生み育てたいという個人の希望がかなうようにするための支援が強く求められていることから、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築することが社会の役割となっています。

また、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があるという趣旨から、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、この法律に基づく制度として平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が実施されました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、平成27年度からの5年間を1期とする「山梨市子ども・子育て支援事業計画（以下「前計画」といいます。）」を策定し、計画的に事業を実施してきました。

前計画においては、「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」の基本理念のもと、「子どもとともに育つ子育て」「切れ目のない子育て支援」「地域社会全体で作る子育て環境」の3つの取り組み方針を掲げ、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、さまざまな子ども・子育て支援関連事業を実施してきました。また、近年は、児童虐待や、経済的に困難な世帯における子どもへの貧困の連鎖なども社会問題になってきています。更に、IoT、AI、ロボット産業といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展や国際化が進み、子ども・子育ての新たな局面を迎えています。令和元年10月から始まった国の施策である幼児教育・保育の無償化や働き方の多様化などに対応するため、より一層子ども・子育て支援の充実を図っていく必要があります。

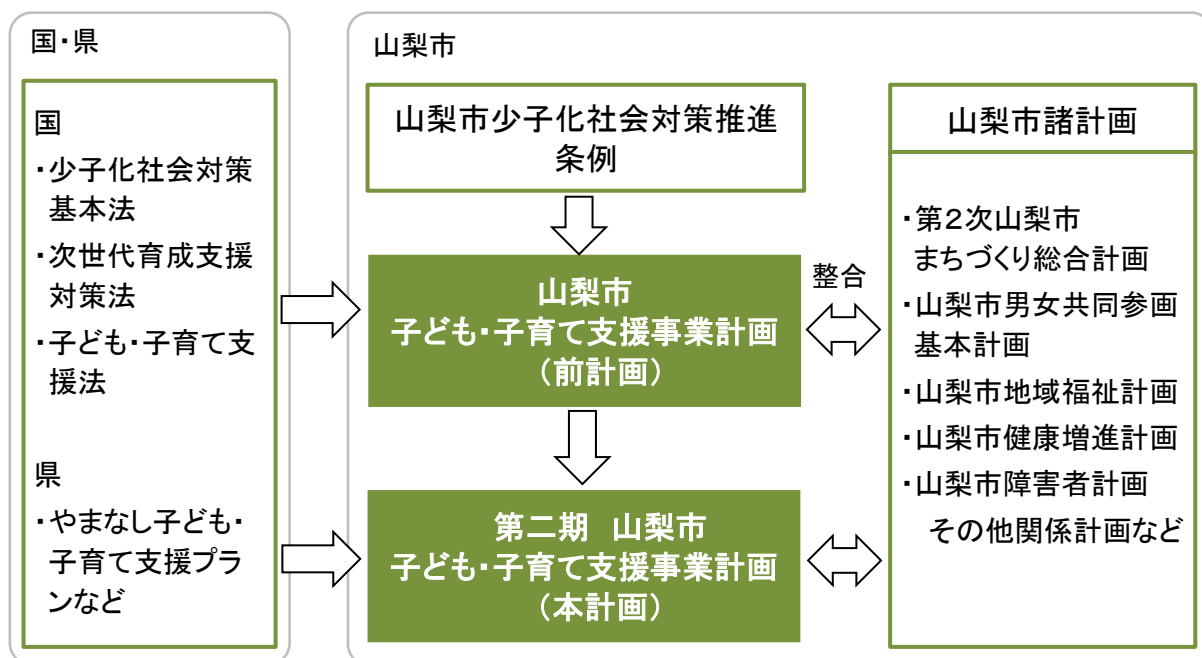
2 計画策定の目的と位置付け

「第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」といいます。）」は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として、子ども・子育て支援事業が総合的かつ計画的に実施されるように策定します。

また、これまで取り組みを進めてきた「前計画」の基本的な考え方を継承し、平成30年度に行った子育て支援に関するニーズ調査の結果をふまえ、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、子育て中の保護者等により構成された「山梨市子ども・子育て会議」の意見を反映し、子育て支援の取り組みを継続的・計画的に推進していくため、「本計画」を策定するものです。

本計画は、山梨市少子化社会対策推進条例のもと「第2次山梨市まちづくり

総合計画」を上位計画とし、子ども・子育てに関連する政策の方向性に基づくとともに、各種関連計画等との整合・調整を図って策定します。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定することとされていることから第二期計画は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5か年とします。ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

第1章 計画策定の背景と目的

第2章



山梨市の現状と課題

- 1 人口の推移と子育て世代を取り巻く環境
- 2 出生と乳幼児健康診査の状況
- 3 子どもたちを取り巻く環境
- 4 国や県における取り組み状況
- 5 山梨市における前計画での取り組み状況
- 6 山梨市の子ども・子育てに関する課題

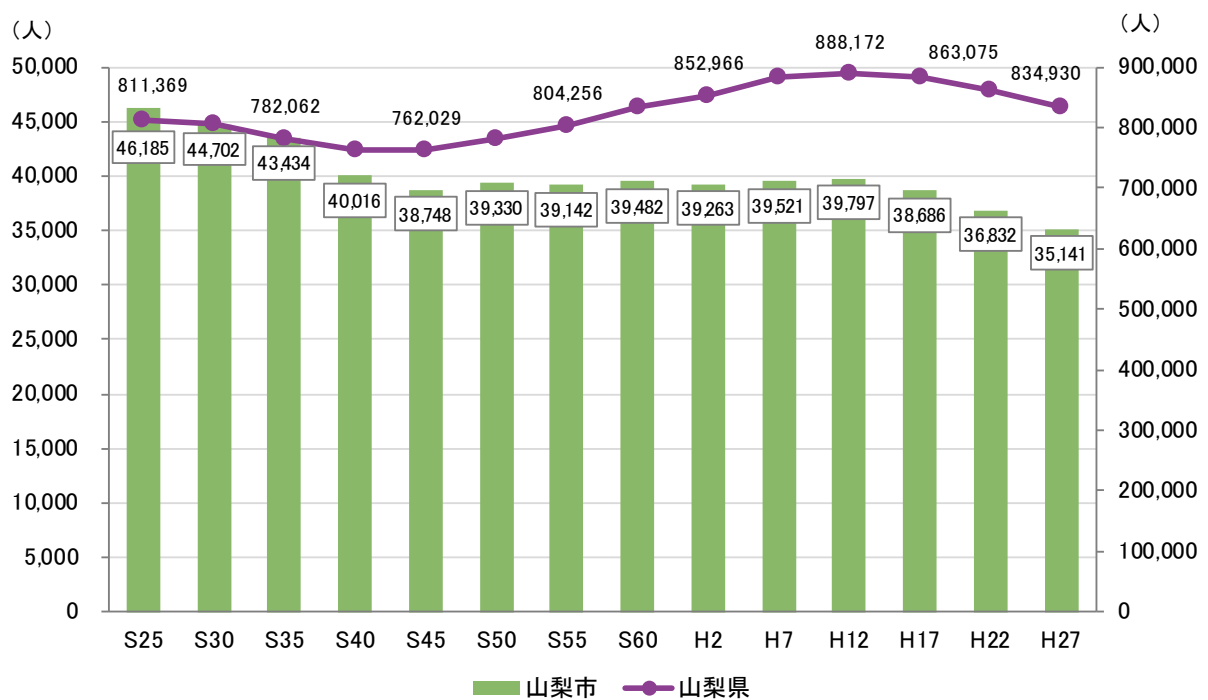
第2章 山梨市の現状と課題

1 人口の推移と子育て世代を取り巻く環境

①人口の推移

本市の人口は、減少傾向にあります。山梨県全体では昭和40年から平成12年にかけて増加しましたが、本市は4万人前後とほぼ横ばいで推移しました。平成12年以降は山梨県全体と同様に減少しています。平成27年には35,141人と、昭和25年以降、最も少なくなりました。

【山梨市と山梨県の人口の推移】

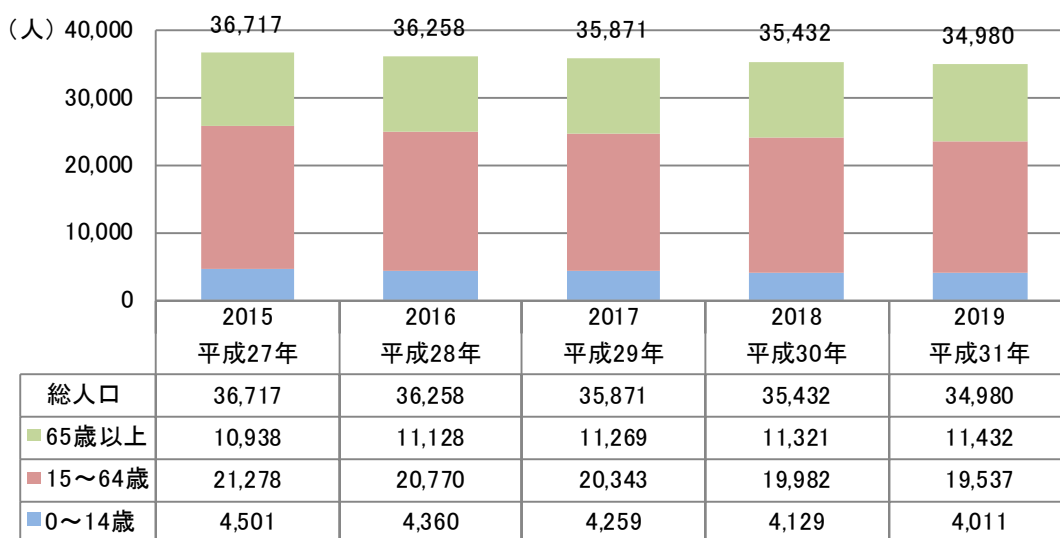


【出典】国勢調査

第2章 山梨市の現状と課題

住民基本台帳に基づく人口を平成27年以降で見ると、総人口は36,717人（平成27年）から34,980人（平成31年）と過去5年間で1,737人減少（4.7%減）しています。また、年少人口（14歳以下）も、4,501人（平成27年）から4,011人（平成31年）と過去5年間で490人減少（10.9%減）しています。

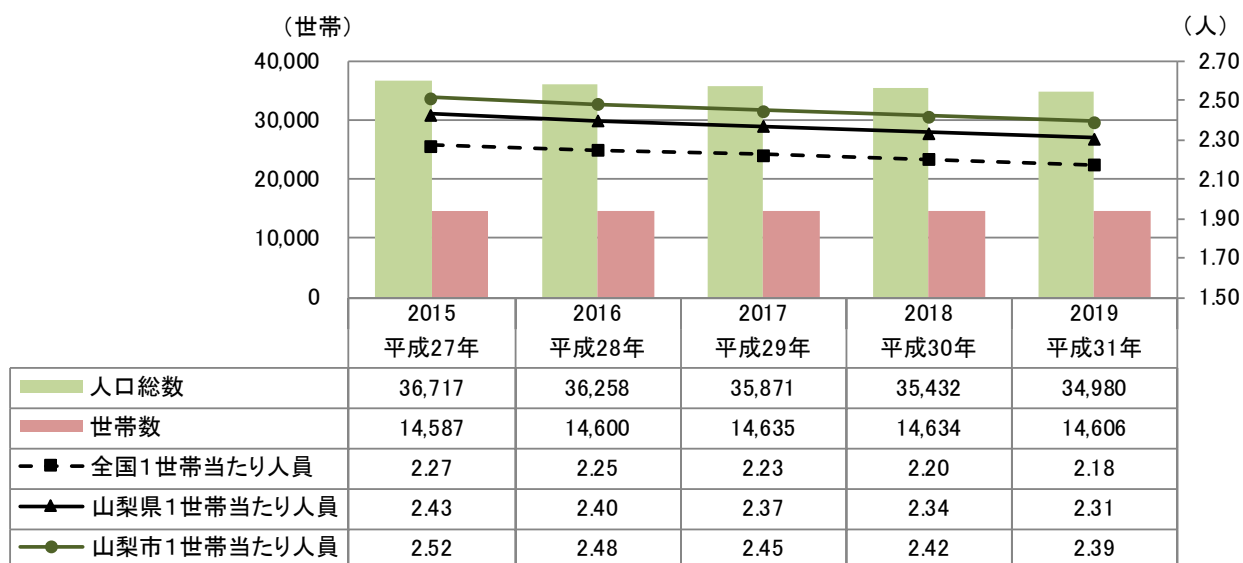
【過去5年間の人口の推移】



【出典】住民基本台帳(1月1日現在)

1世帯当たりの人員は、全国や山梨県よりも多くなっていますが、過去5年間で2.52人から2.39人に減少しており、核家族化の進行が見受けられます。

【世帯数・1世帯当たり人員の推移】



【出典】住民基本台帳(1月1日現在)

人口動態に関しては、転入転出などによる社会増減、出生死亡による自然増減ともにマイナスで推移しています。特に自然減は毎年 200 人超減少しています。

【人口動態】 (単位:人)

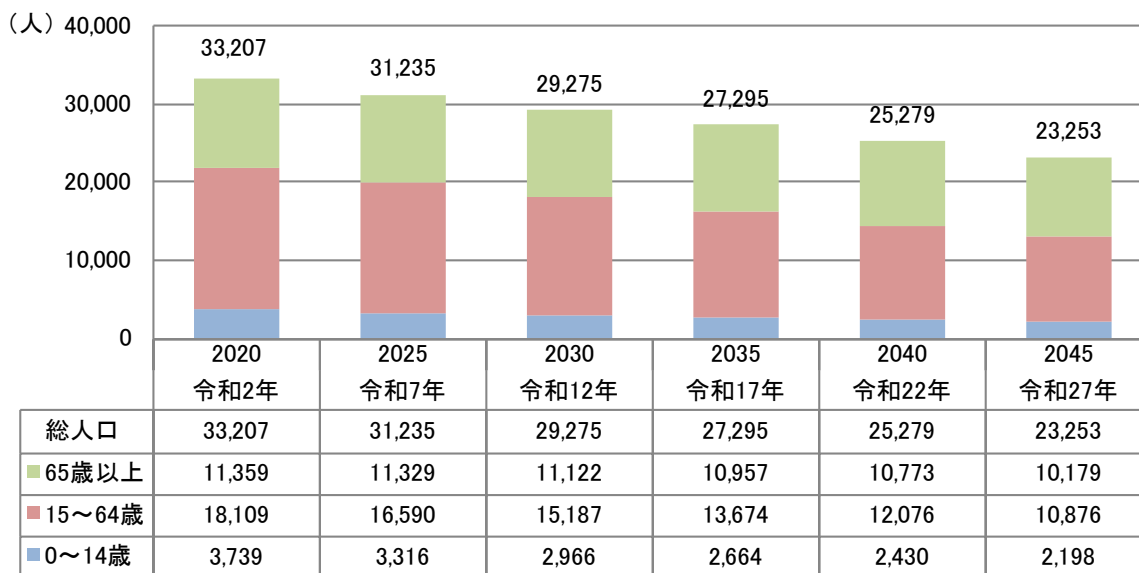
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
社会増減	▲ 157	▲ 134	▲ 224	▲ 154	▲ 176
自然増減	▲ 215	▲ 265	▲ 235	▲ 285	▲ 276

【出典】住民基本台帳 ※1 月 1 日～同年 12 月 31 日

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 年には本市の総人口は 25,279 人、年少人口は 2,430 人まで減少するとされています。

なお、平成 27 年の作成された山梨市人口ビジョンにおいては、令和 22 年に総人口 33,000 人程度を目指していくとしています。

【将来人口】



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(RESAS より)

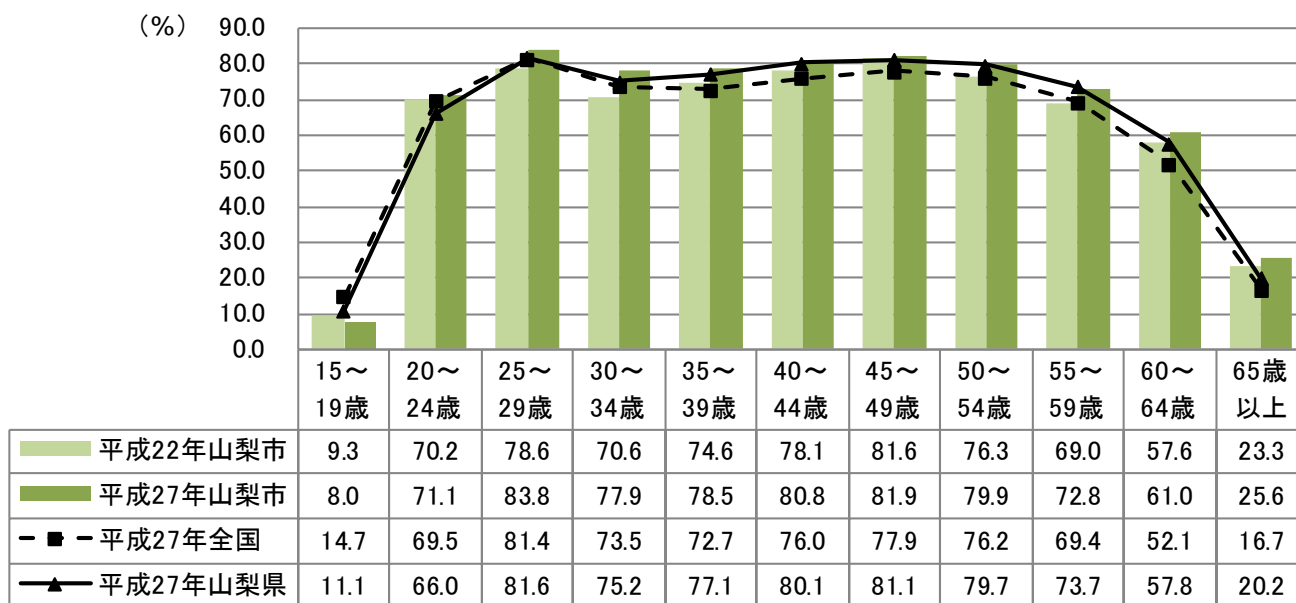
②子育て世代を取り巻く環境

女性労働力率（15歳以上の女性の人口に占める、働いている、もしくは求職中の女性の割合）を見てみると、30歳代前半で一度下がり、その後ゆるやかに上昇するといった傾向を示しています。これは国や県と同じ傾向であるものの、本市では概ね全国や山梨県全体の女性労働力率を上回っています（50歳代後半のみ山梨県全体を下回る）。

出産や子育てで一度落ち込む傾向のある30歳代前半での就業率は、本市で77.9%と、同じ年代の全国（73.5%）、山梨県全体（75.2%）と比べて高くなっています。

本市において平成22年と平成27年を比較すると、10歳代後半を除く全ての年齢層で、平成27年が高く就業率は増加しています。

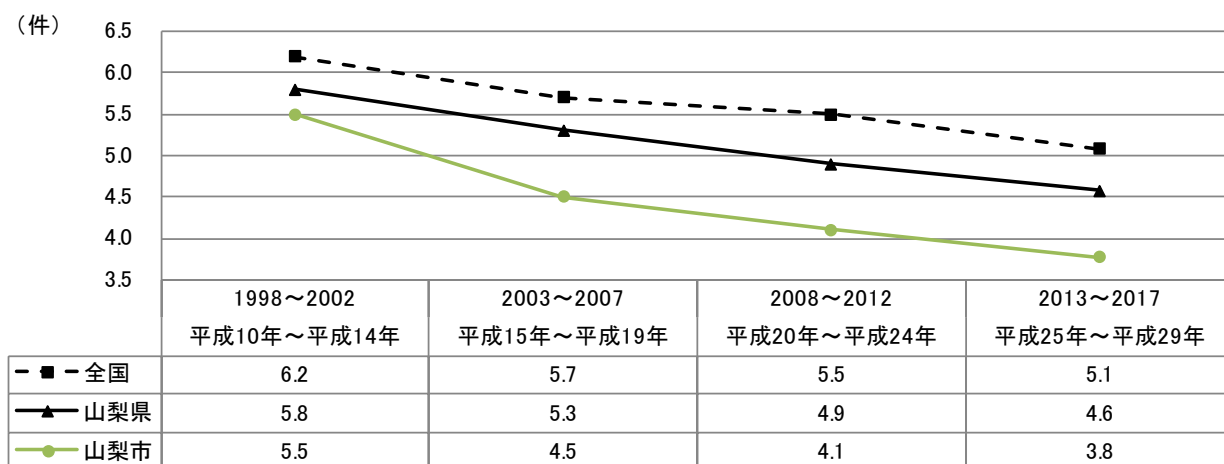
【女性の労働力率】



【出典】国勢調査

本市の婚姻率（人口1000人当たり）は、全国、山梨県全体よりもやや低いとともに、過去15年ほどの間で、5.5件（平成10年～平成14年）から3.8件（平成25年～平成29年）と減少傾向にあります。

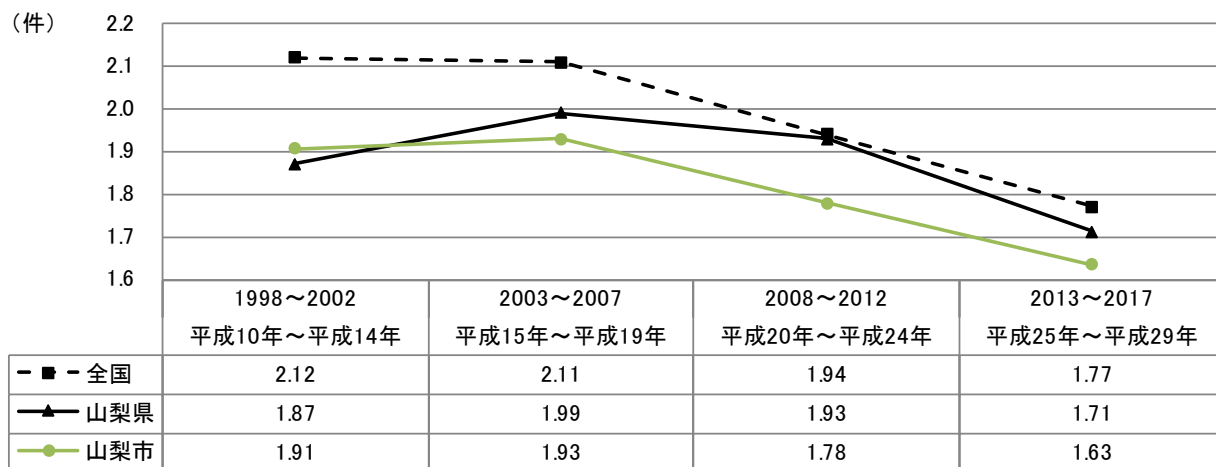
【婚姻率(1000人当たり)の推移】



【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」
山梨県「人口動態統計」

本市の離婚率（人口1000人当たり）は、全国と比較すると低い水準にあります。平成10年～平成14年は1.91件と山梨県全体（1.87件）をわずかに上回りましたが、それ以降は山梨県全体よりも低い水準で推移しています。

【離婚率(1000人当たり)の推移】

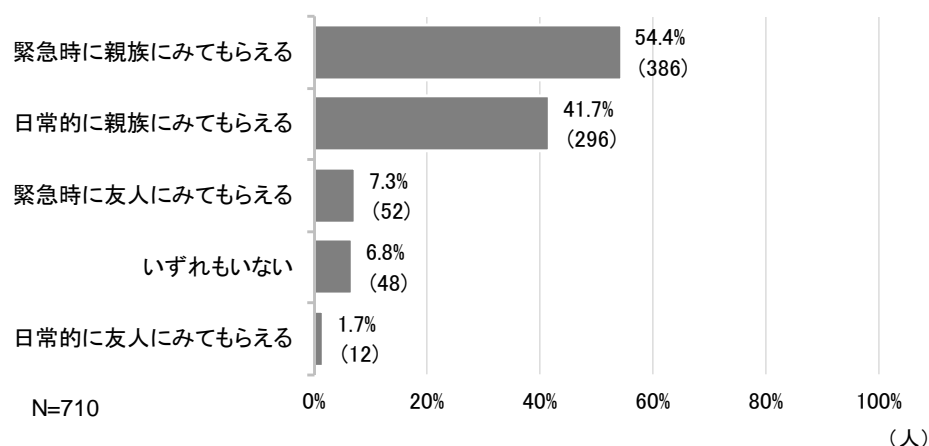


【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」
山梨県「人口動態統計」

第2章 山梨市の現状と課題

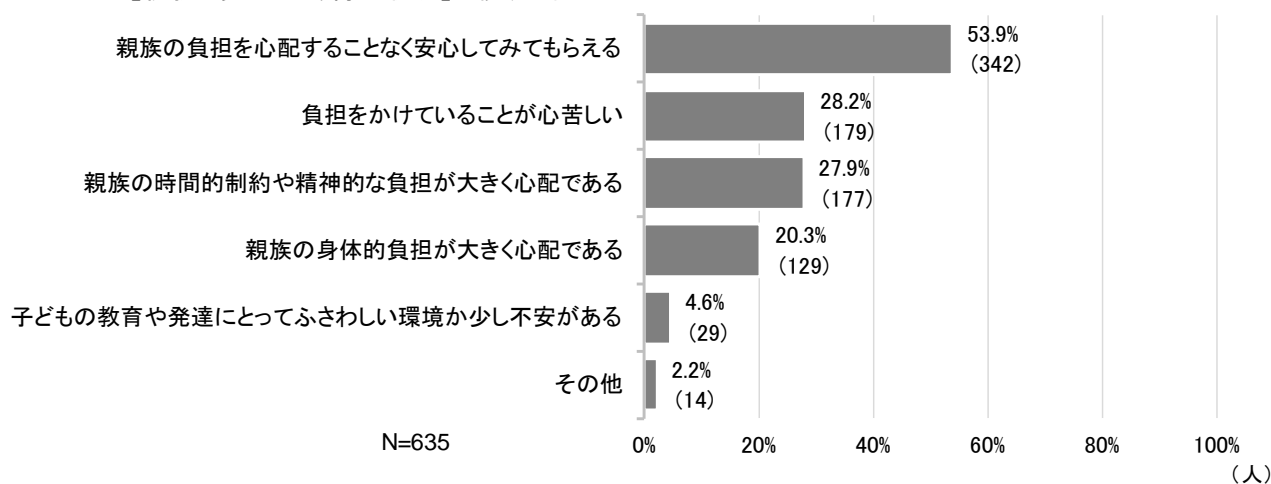
平成30年度に行った「子育て支援に関するニーズ調査」で、「子どもを緊急時等に親族にみてもらえる」と回答した割合は54.4%（前計画策定時は54.1%）、「子どもを日常的に親族にみてもらえる」としたのは41.4%（同じく42.9%）でした。核家族化が進んではいるものの、親族からの協力は得やすい状況にあると考えられます。

【日頃、子どもをみてもらえるか】※複数回答可



また、子どもを見てもらう際の親族の負担に関しては「心配はない」と回答した割合が53.9%（前計画策定時は54.2%）と最も高くなっています。しかし、「心苦しい」と答えた割合も28.2%（同じく22.5%）と比較的多くなっています。

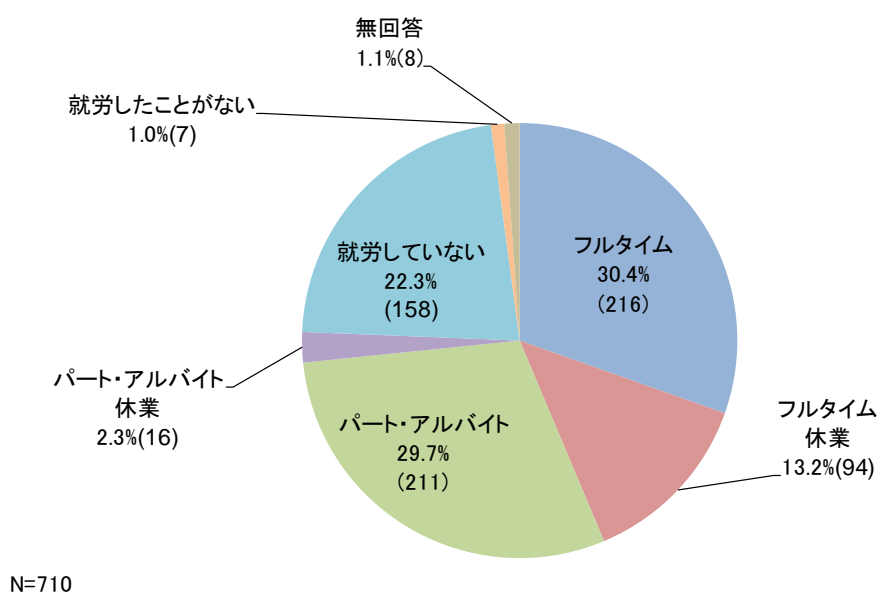
【親族に見てもらおう際の状況】※複数回答可



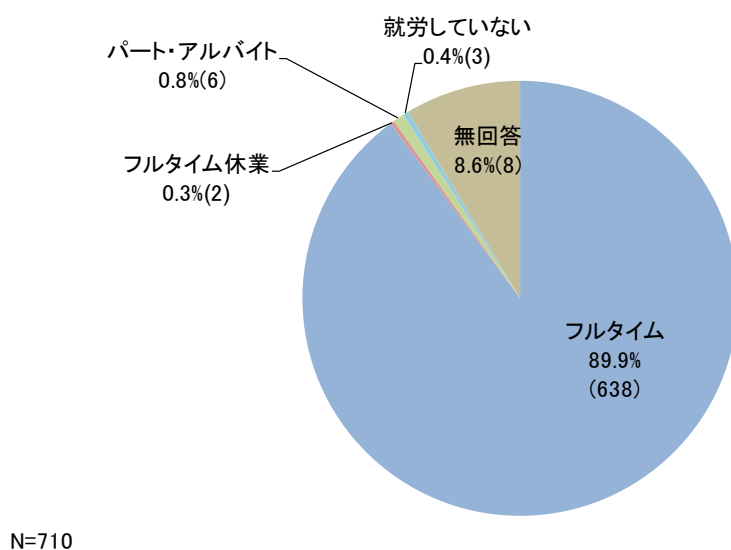
【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

ニーズ調査から就労状況をみると、母親は「フルタイム」の割合が最も高く30.4%（前計画策定時は25.2%）、次いでパート・アルバイトが29.7%（同じく32.9%）となっています。父親は89.9%（同じく98.3%）が「フルタイム」となっています。

【母親の就労状況】



【父親の就労状況】

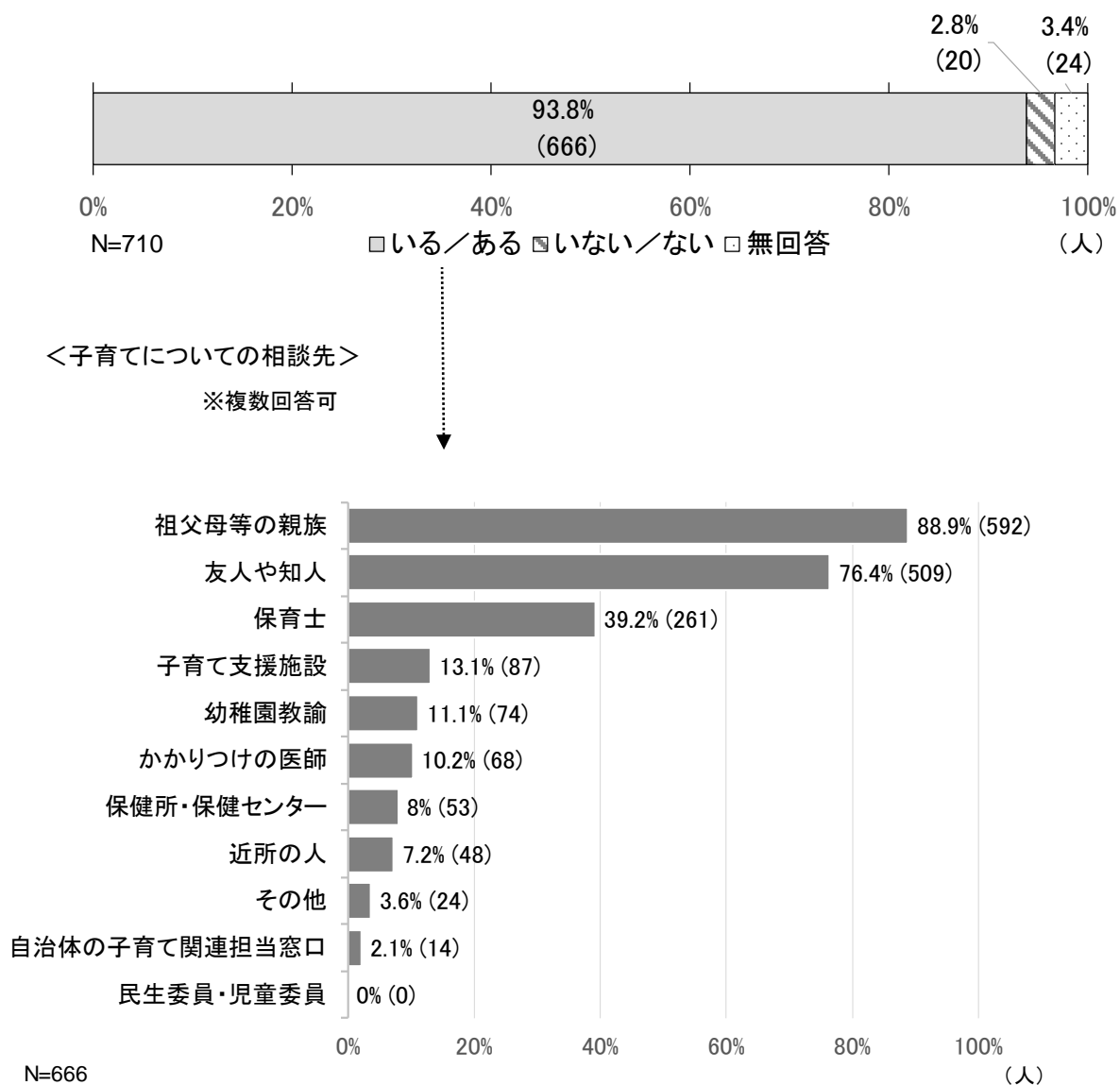


【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

第2章 山梨市の現状と課題

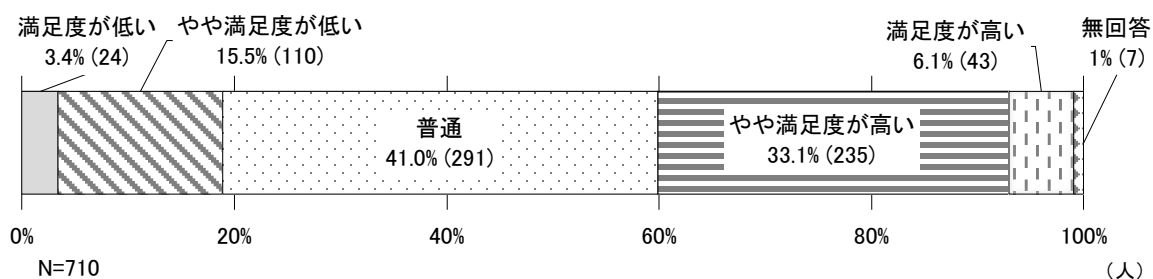
子育てについて気軽に相談できる人に関しては、93.8%と大部分が「いる/ある」と回答していますが、2.8%は「いない/ない」と回答しています。

相談先としては、「祖父母等の親族」が約 9 割と最も多く、「友人や知人」(76.4%)、「保育士」(39.2%)が続いています。



【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子育て環境や支援に対する満足度については、「満足度が高い」「やや満足度が高い」とした割合は合わせて39.2%（前計画策定時は26.0%）に対し、「満足度が低い」「やや満足度が低い」としたのは18.9%（同じく31.5%）となり、満足と回答した割合が不満と回答した割合を上回りました。



【出典】子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

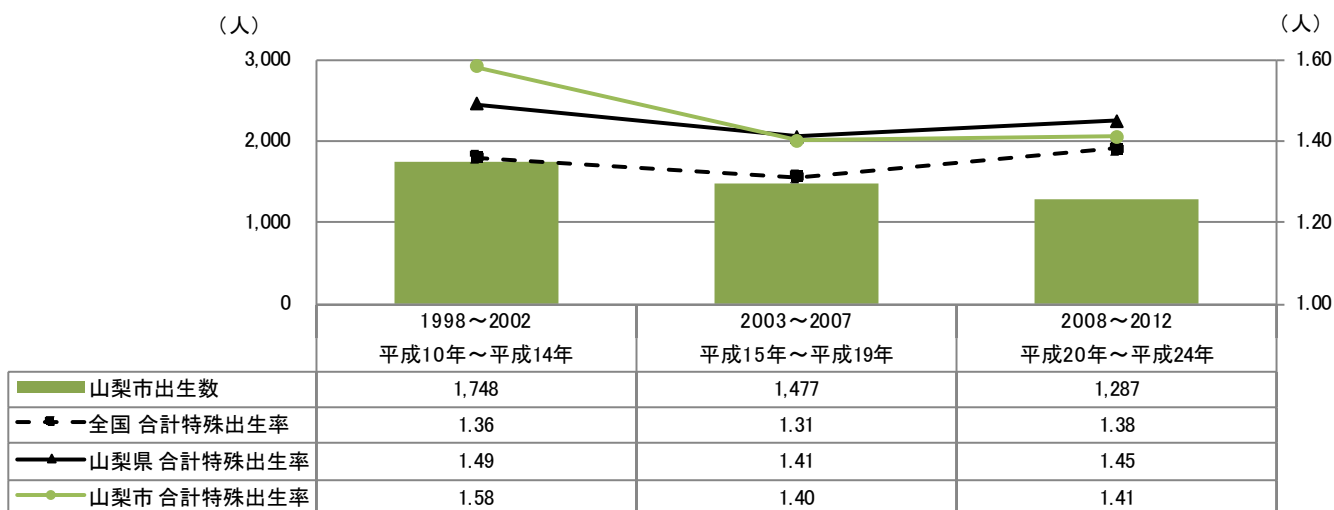
2 出生と乳幼児健康診査の状況

①出生数の推移

平成10年～平成14年の間の本市の出生数は1,748人でしたが、平成20年～平成24年では1,287人と大きく減少しています。

また、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成10年～平成14年の間は1.58と全国（1.36）、山梨県全体（1.49）を上回っていましたが、平成20年～平成24年には1.41と山梨県全体（1.45）を下回りました。

【出生数・合計特殊出生率】



【出典】厚生労働省「人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計」

【地区別出生数の推移】

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
加納岩	46	55	52	45	41	41
日下部	45	60	60	60	52	46
八幡	13	14	10	12	9	17
山梨	21	35	33	20	33	15
日川	27	23	26	28	28	24
後屋敷	27	31	32	17	15	25
岩手	5	5	6	2	1	7
牧丘	26	22	12	17	14	14
三富	2	3	1	2	0	1
合計	212	248	232	203	193	190

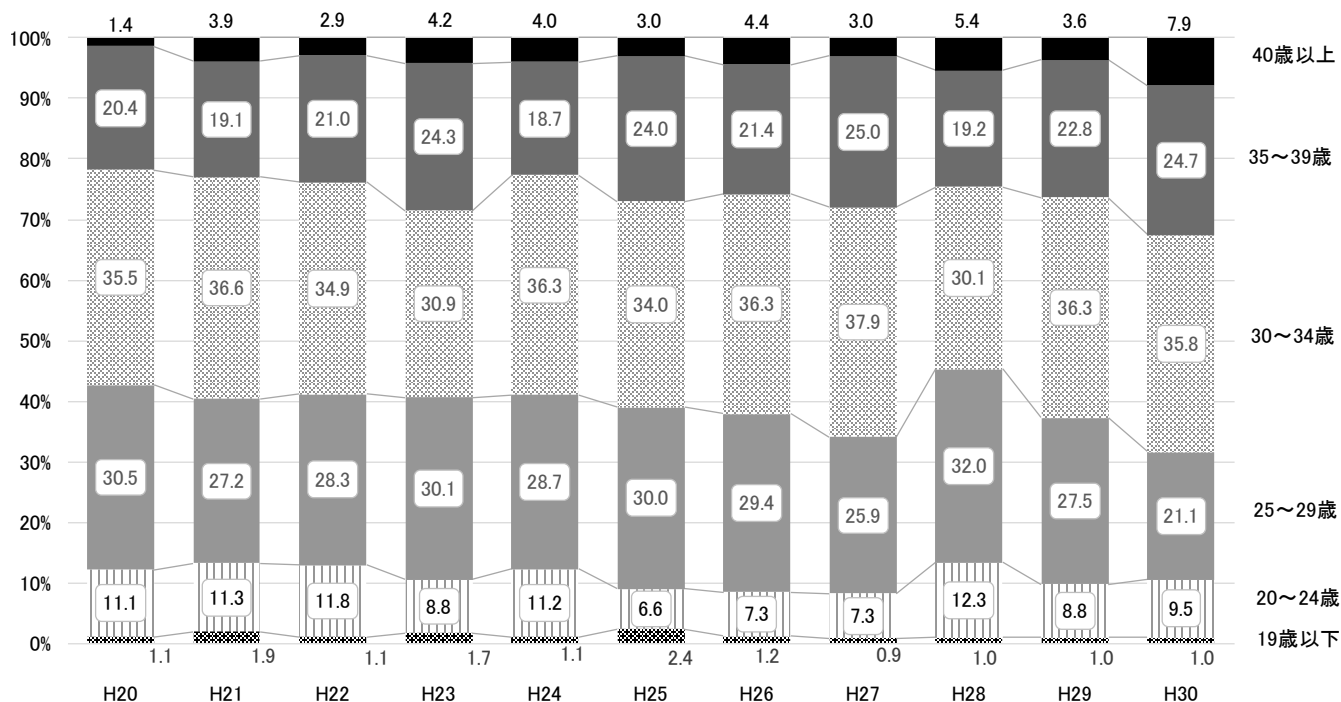
【出典】保健統計 ※ 1月1日～同年12月31日

女性の年齢階層別に平成20年から平成30年までの出生数の推移をみたところ、「30～34歳」で出産する割合が高くなっています。また、40歳以上で出産する割合は平成30年に7.9%となっています。

【母親の年齢階層別出産児数の割合の推移】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
19歳以下	1.1%	1.9%	1.1%	1.7%	1.1%	2.4%
20～24歳	11.1%	11.3%	11.8%	8.8%	11.2%	6.6%
25～29歳	30.5%	27.2%	28.3%	30.1%	28.7%	30.0%
30～34歳	35.5%	36.6%	34.9%	30.9%	36.3%	34.0%
35～39歳	20.4%	19.1%	21.0%	24.3%	18.7%	24.0%
40歳以上	1.4%	3.9%	2.9%	4.2%	4.0%	3.0%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
19歳以下	1.2%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
20～24歳	7.3%	7.3%	12.3%	8.8%	9.5%
25～29歳	29.4%	25.9%	32.0%	27.5%	21.1%
30～34歳	36.3%	37.9%	30.1%	36.3%	35.8%
35～39歳	21.4%	25.0%	19.2%	22.8%	24.7%
40歳以上	4.4%	3.0%	5.4%	3.6%	7.9%



【出典】保健統計 ※1月1日～同年12月31日

②市立産婦人科医院との連携

平成 29 年 6 月 1 日に公設民営の市立産婦人科医院を開設しました。

安心して子どもを産み育てる環境を整備し、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目のない支援体制を提供しています。妊産婦の心身のケアや孤立感、育児不安の解消を図るため産前産後サポート事業を連携して行っています。

平成 30 年度は、本市で出生した子どものうち 55.8%（106 人）が市立産婦人科医院で生まれています。

【市立産婦人科医院 居住地別分娩数】

	山梨市	甲州市	笛吹市	その他
平成 29 年度	91	71	50	118
平成 30 年度	106	67	79	158

【出典】山梨市立産婦人科医院事業報告書

市立産婦人科医院が開設されたことに伴い切れ目のない子育て支援に向けて連携事業が開始されました。（妊娠出産包括支援事業）

(1) 宿泊型産後ケア事業

産後 4 か月までの母子が宿泊して、助産師から心身のケアや育児サポートを受けられる事業

(2) 訪問型事業

妊産婦やその家族が抱える悩み等に、助産師が妊娠中 1 回、産後 2 回家庭を訪問、相談支援を行う。

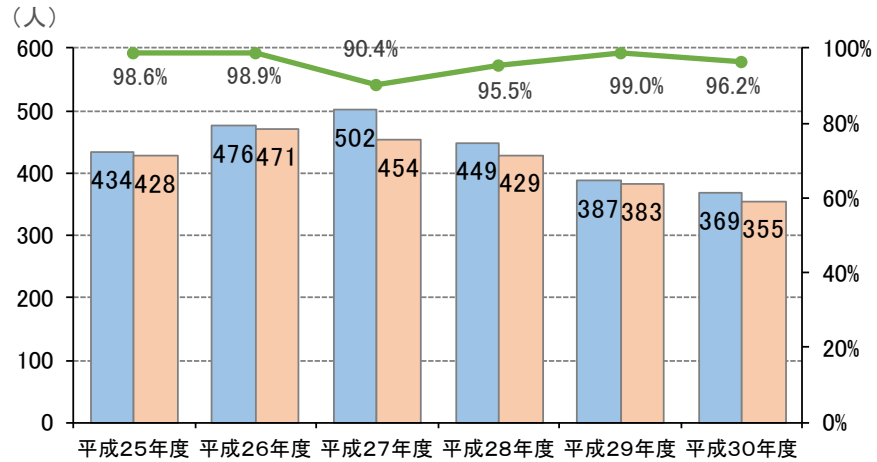
(3) デイサービス事業（リラックスペース「ふわふわ」）

産後 4 か月までの母親が赤ちゃんを連れて交流したり、保健師や助産師のアドバイス受けることができる事業

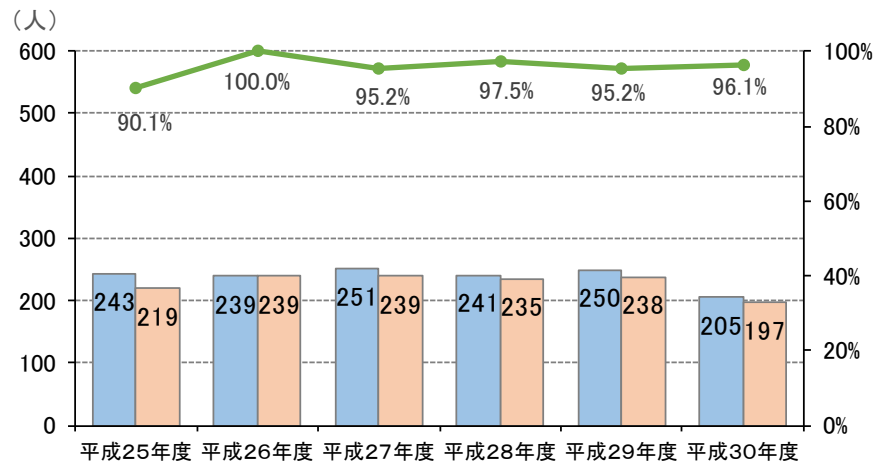
③乳幼児健康診査の受診率

乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は、90%後半の年が多く、高い水準で推移しています。

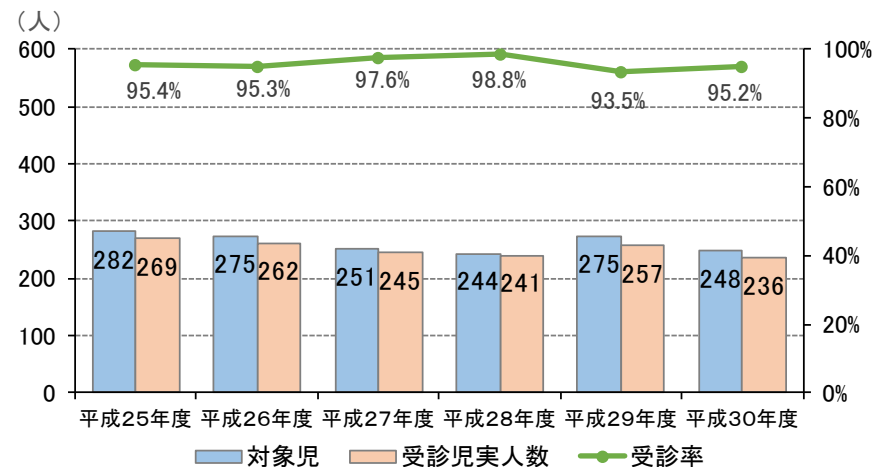
【乳児】



【1歳6カ月児】



【3歳児】

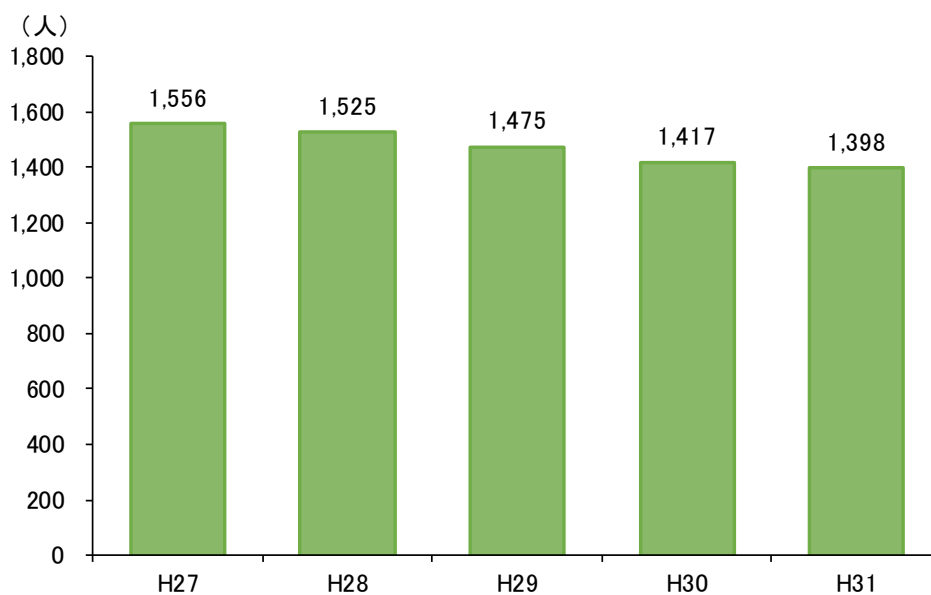


【出典】山梨市資料

3 子どもたちを取り巻く環境

①未就学児の推移

本市の未就学児（6歳未満）の人数をみると、平成27年から平成31年にかけて1,556人から1,398人へと減少しました。減少幅に差はあるものの、ゆるやかな減少傾向は続いています。



【出典】年齢統計表 ※1月1日現在

②子育て支援の実施状況

本市内には公立保育園が6園、私立保育園が4園の計10園が設置されています。

	保育園名	所在地	定員
公立	後屋敷保育園	三ヶ所 317-1	90
	岩手保育園	東 1693	40
	山梨保育園	落合 43-1	160
	八日市場保育園	小原東 238-1	70
	八幡保育園	北 977	90
	窪平保育園	牧丘町窪平 527	90
私立	日下部保育園	小原西 389-7	120
	光明保育園	上神内川 945	110
	加納岩保育園	下神内川 522	140
	よい子保育園	牧丘町窪平 1166	45

本市内の幼稚園は全2園（公立1、私立1）設置されています。

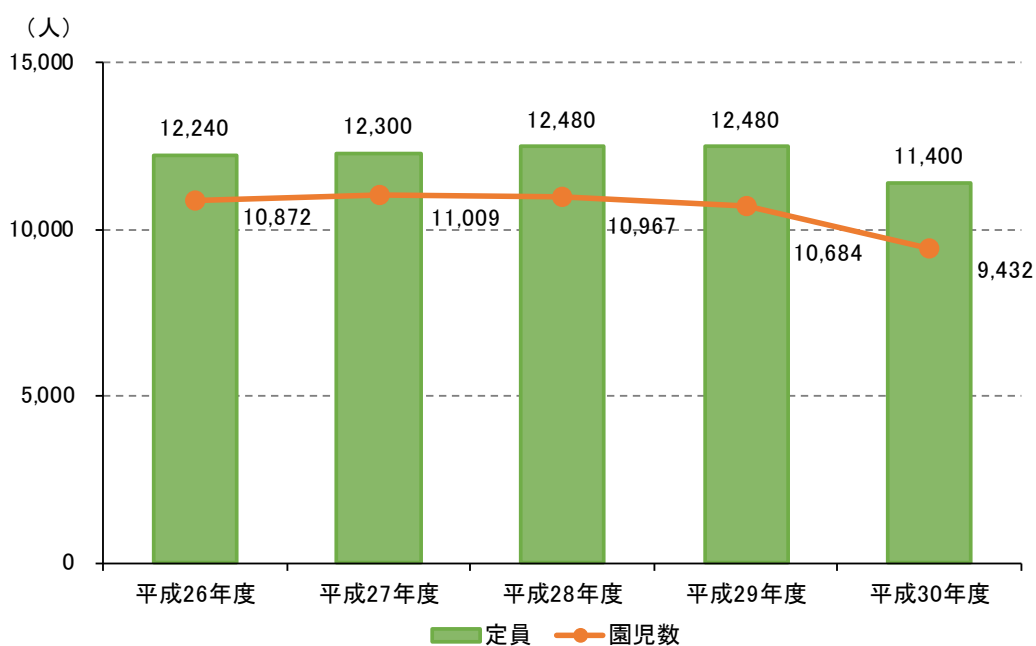
	幼稚園名	所在地	定員
公立	山梨市立つつじ幼稚園	上神内川 187 番地 5	105
私立	双葉幼稚園	小原西 733-4	114

第2章 山梨市の現状と課題

市内の認定こども園は全2園（私立2）設置されています。

認定こども園名		所在地	定員
私立	くさかべ幼稚園	小原東 356	1号 25 2,3号 40
	風の子保育園	歌田 27	1号 10 2,3号 90

本市内の保育園の数は、平成27年度の11園から平成30年度には10園と減少しましたが、これは、私立保育園が認定こども園に1園移行した理由によるものです。なお、定員率が100%を超える施設は平成27年度には3施設ありましたが、平成30年度には2施設となっています。



(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	13	11	11	11	10
定員数	12,240	12,300	12,480	12,480	11,400
0歳児	632	700	624	584	542
1～2歳児	3,103	3,184	3,505	3,663	3,083
3歳児	2,532	2,283	1,984	2,260	1,914
4～5歳児	4,605	4,842	4,854	4,177	3,893
定員率(%)	88.8%	89.5%	87.9%	85.6%	82.7%
100%を超える施設数	1	3	1	2	2

※定員数、入所児童数は年間延べ人数（広域委託含む）

本市では、その他に子育て支援事業として、以下のような事業を行っています。
 <保育園などで実施している特別保育事業など>

冠婚葬祭などの保護者の都合に合わせて一時的に預かる一時保育は全ての公立保育園、2か所の認定こども園で実施しています。午後6時以降まで預かる時間外保育は公立、私立保育園及び認定こども園の全てで行われています。

通常の時間を超える保育については、幼稚園でも実施されており、公立、私立の全施設で行われています。

また、病気の子どもや病気からの回復期の子どもを預かる病児・病後児保育など11種が実施されています。

保育園名		一時保育	時間外保育
公立保育園	後屋敷保育園	●	●
	岩手保育園	●	●
	山梨保育園	●	●
	八日市場保育園	●	●
	八幡保育園	●	●
	窪平保育園	●	●
私立保育園	日下部保育園		●
	光明保育園		●
	加納岩保育園		●
	よい子保育園		●
私立認定こども園	くさかべ幼稚園	●	●
	風の子保育園	●	●

病児・病後児保育	所在地
財団法人山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」	落合 860 山梨厚生病院敷地内

特定保育事業実施保育園

(保護者がパート労働、定期的な看護や介護のため週2～3日または、午前か午後のみなど(月64時間以上)児童を保育できず、かつ同居の親族等も保育ができないと認められる場合に預かる制度)

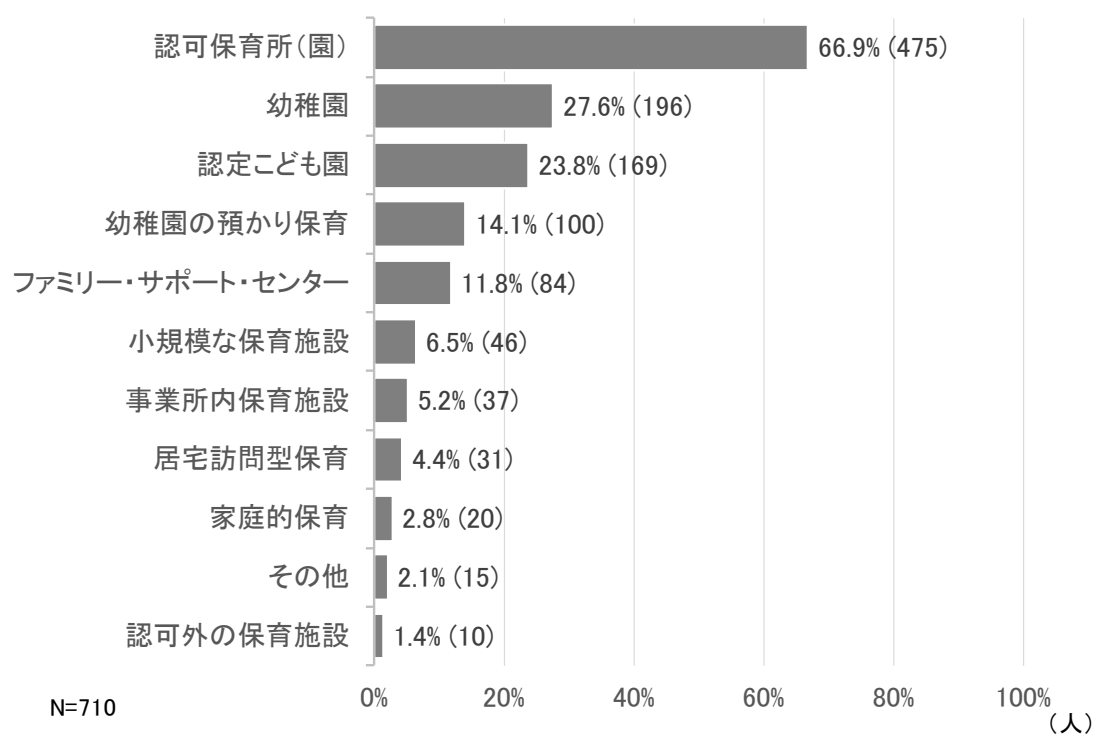
保育園名	所在地
八幡保育園	北 977

<ファミリー・サポート・センター事業>

子育てを「手助けしてほしい人」と「手助けしたい人」が会員となって、子育てをお互いに支え合う事業です。平成31年3月末現在、登録会員数は316人となっています。うち育児の応援を依頼したい利用会員203人、育児を応援できる提供会員は98人、両方会員は15人です。

現在利用していない人も含めた利用意向では、幼稚園が27.6%（実際の利用は16.1%）、認定こども園が23.8%（同じく11.8%）、幼稚園の預かり保育が14.1%（同じく2.6%）、ファミリー・サポート・センターが11.8%（同じく0.2%）となっています。

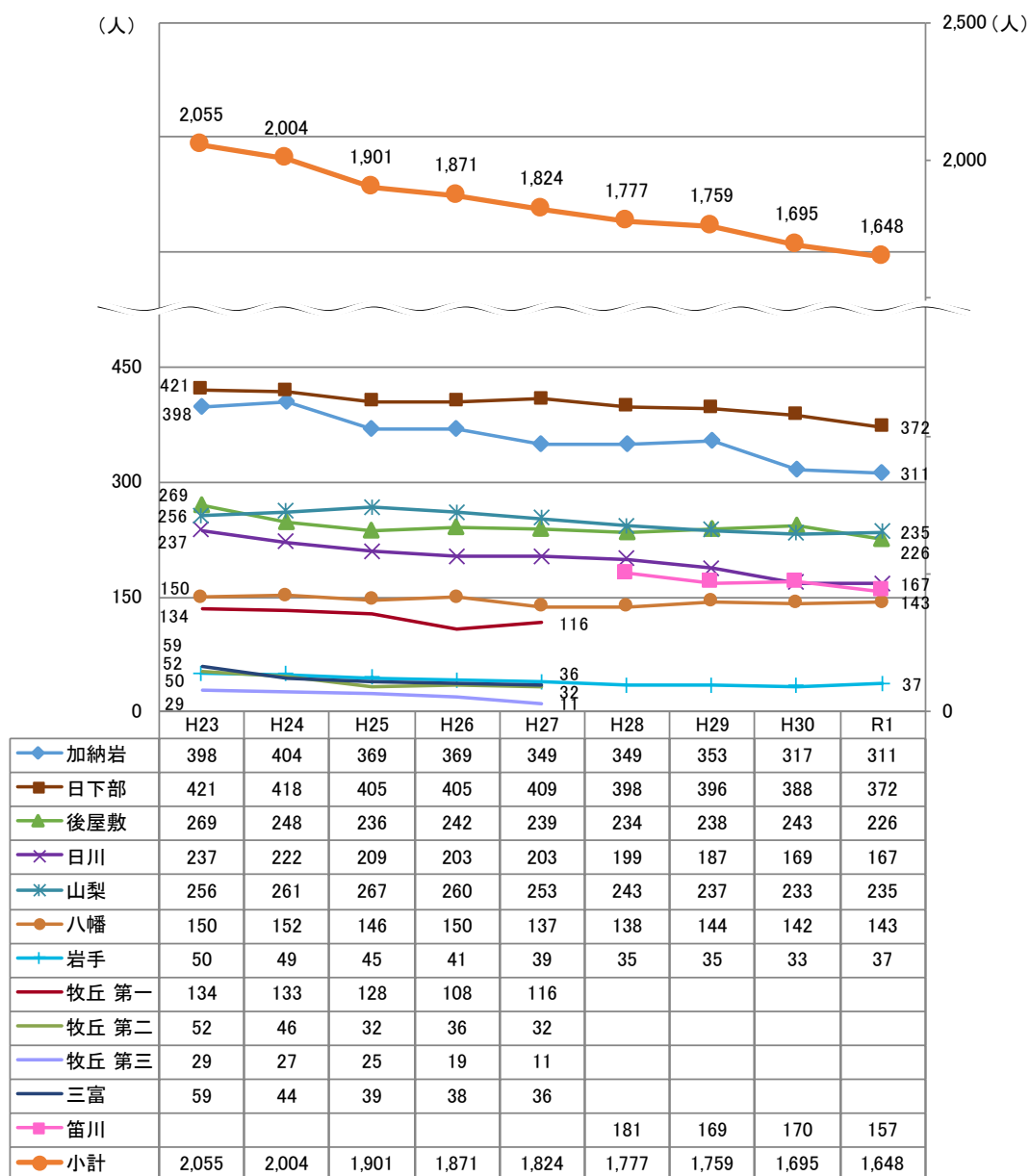
【平日の定期的な教育・保育の事業に対する今後の利用意向】 複数回答可



【出典】子育て支援に関するニーズ調査

第2章 山梨市の現状と課題

③小学校の児童数の推移



【出典】山梨市資料

本市内の小学校の児童数をみると、全体として減少傾向にあります。平成28年度に牧丘第一、牧丘第二、牧丘第三、三富の各小学校が笛川小学校に統合され、全部で8校となりました。令和元年度で全校生徒が50人を下回る学校は1校、100人以上300人未満は5校、300人以上の学校は2校となっています。

④放課後の過ごし方

放課後、就労等により保護者が保育できない子どもを預かって、遊びの指導などを行う放課後児童クラブ（学童クラブ）は、10か所開設されています。

学童クラブ名	所在地	開設時間 ①平日②春・夏・冬および休校日 ③土曜日(申込者のみ)	定員
加納岩学童クラブ	加納岩児童センター内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時 ③午前8時～午後6時	50
おおとり学童クラブ	加納岩小学校内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	40
日下部第一学童クラブ	日下部児童センター内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時 ③午前8時～午後6時	50
日下部第二学童クラブ			30
山梨学童クラブ	山梨児童センター内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時 ③午前8時～午後6時	60
八幡学童クラブ	八幡小学校内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	40
日川学童クラブ	日川小学校敷地内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	50
後屋敷学童クラブ	後屋敷小学校内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	50
岩手学童クラブ	岩手公民館内	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	40
笛川学童クラブ	牧丘町窪平 1212-1	①午後2時～午後6時 ②午前8時～午後6時	40

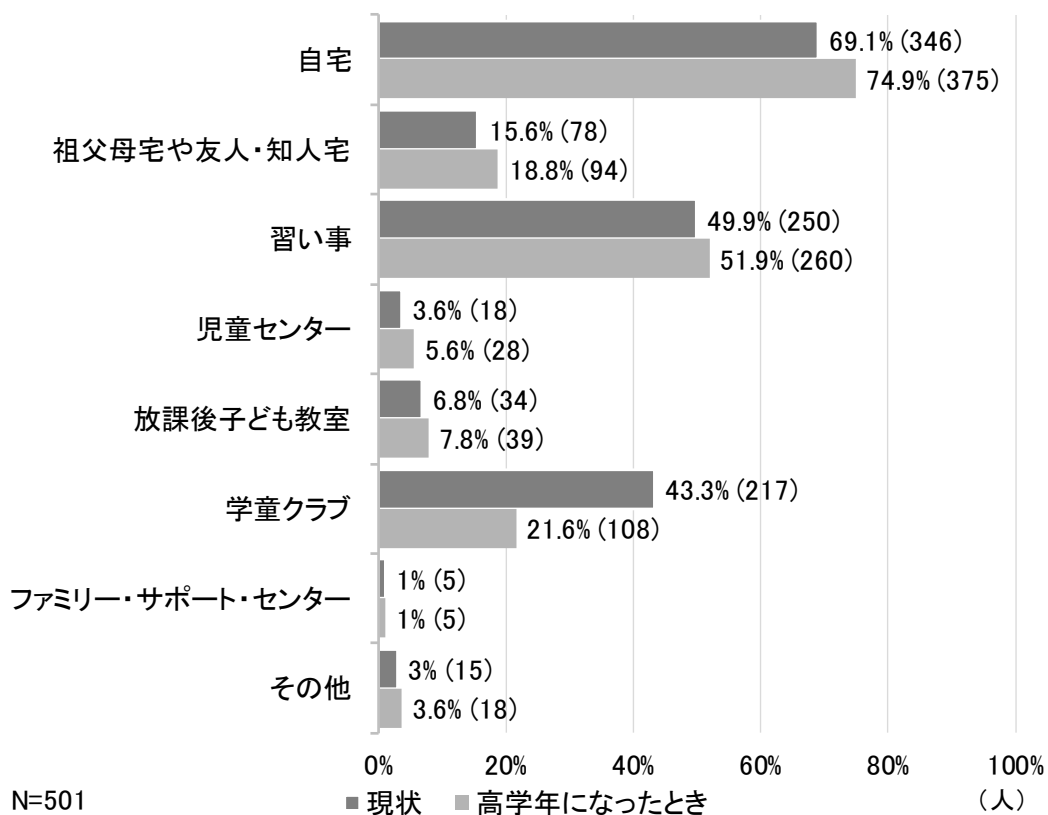
※ 保護者の就労条件などにより、午後6時30分までの延長保育を実施しています。

第2章 山梨市の現状と課題

ニーズ調査によると、小学生（低学年）の放課後の過ごし方の現状と、高学年になった時の希望として、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「学童クラブ（学童保育）」となっています。

ただし、学童クラブに関しては、低学年の間は比較的ニーズがありますが、高学年になるとニーズは約半分に減っています。

【放課後の過ごし方：低学年時の現状と高学年になった時の希望】 複数回答可



【出典】子育て支援に関するニーズ調査

子どもの交通事故発生件数を平成25年から平成30年までの6年間でみると、事故件数が、多い年では9件（平成26年）、少ない年では1件（平成29年）となっています。一方、「未就学児」「小学生」「中学生」の区分けでみると、「小学生」の事故件数が最も多く計14件、次いで「中学生」で10件、「未就学児」の1件となっています。

【子どもの交通事故発生件数(山梨市内で起こった事故)】

(単位:件)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	児童別計
未就学児	0	0	1	0	0	0	1
小学生	2	6	4	1	1	0	14
中学生	1	3	2	2	0	2	10
計	3	9	7	3	1	2	25

【出典】交通年鑑

4 国や県における取り組み状況

前計画策定後の国・山梨県の主な取り組みは、以下のとおりです。

①国の取り組み

時期	名称	主な内容・期間等
2015年	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記される。
	保育士確保プラン	・9万人の保育士を確保。
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年(2025)年まで延長。
2016年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・児童虐待対策の強化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士処遇の改善について記載。
2017年	子育て安心プラン	・待機児童の解消、女性の就業率80%達成を目指す。
2018年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業、協議会の設置等について記載。
	基本指針改正	・企業主導型保育等について記載。
2019年	幼児教育・保育の無償化(10月～)	・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象。

②山梨県の取り組み

時期	名称	主な内容・期間等
2017年	やまなし子ども・子育て支援条例が施行	・豊かな自然や県民相互の強い絆を生かし、山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくむことを目指す。
	やまなし子ども・子育て支援プラン 中間見直し	

5 山梨市における前計画での取り組み状況

本市では、前計画に基づき、「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち山梨市」という基本理念のもと、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、さまざまな子ども・子育て支援関連事業を展開してきました。

毎年度、点検・評価を行い、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量については実績と確保数を比較し必要量を確認し、また、各事業に対しては妥当性・必要性・効率性・進捗度といった観点から事業の継続や改善等を行いました。

各事業としては、宿泊型の産前産後ケアセンターの利用者に対する利用料の補助事業や、一時的な養育保護や夜間家庭での養育が困難な場合に受け入れる子育て短期支援事業を新たに加えました。また、出生数減少や個別対応の丁寧な支援が求められるなどの理由から集団で行う育児学級を廃止しました。

平成30年度に行った子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査において、子育て環境や支援に対する満足度について「満足」「やや満足」とした割合は39.2%と前計画策定時の26.0%を上回り、前計画に基づく本市の取り組みは、一定の成果を上げているとも思われます。

前計画期間中の、主な事業の見込量、利用人数、確保数は以下のとおりです。

【教育・保育】

(単位：人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)
1号認定	161	201	254	153	169	254	144	154	254	139	181	264
2号認定	563	613	685	532	624	681	503	590	674	486	551	682
3号認定	300	357	395	305	292	399	296	444	406	289	376	398
0歳児	65	76	76	68	25	76	66	76	79	65	69	77
1・2歳児	235	281	319	237	267	323	230	368	327	224	307	321

【時間外保育事業(延長保育)】

(単位：人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)
時間外保育 事業(延長保育)	189	191	191	183	238	238	175	225	225	170	234	234

【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)】

(単位：人)

		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)	見込量 (計画)	利用 人数 (実績)	確保数 (定員 数)
放課後児童健全育成事業	低学年	322	372	339	321	379	321	313	381	347	302	383	370
	うち加納岩小学校区	65	67	73	69	68	63	66	68	68	65	71	76
	うち日下部小学校区	64	53	65	62	55	59	62	55	66	59	55	70
	うち後屋敷小学校区	53	34	49	52	33	45	54	33	50	55	33	58
	その他小学校区	140	218	152	138	223	154	131	225	163	123	224	166
	高学年	158	158	57	151	151	37	149	149	58	147	147	59
	うち加納岩小学校区	32	32	14	31	31	14	31	31	15	28	28	14
	うち日下部小学校区	35	35	2	33	33	3	33	33	7	33	33	15
	うち後屋敷小学校区	21	21	4	22	22	0	22	22	0	22	22	0
	その他小学校区	70	70	37	65	65	20	63	63	36	64	64	30
	合計	480	530	396	472	530	358	462	530	405	449	495	429
	うち加納岩小学校区	97	99	87	100	99	77	97	99	83	93	99	90
	うち日下部小学校区	99	88	67	95	88	62	95	88	73	92	88	85
	うち後屋敷小学校区	74	55	53	74	55	45	76	55	50	77	55	58
	その他小学校区	210	288	189	203	288	174	194	288	199	187	253	196

6 山梨市の子ども・子育てに関する課題

出産や子育てで一度落ち込む傾向のある30歳代前半女性の就業率は、本市では全国、山梨県全体と比べて高くなっており、また、「フルタイム」で働く母親の割合も前計画策定時調査の25.2%から、30.4%に増加していることから、子育てしながら働く女性が増えていることが伺えます。

ニーズ調査では、「子どもを緊急時等に親族にみてもらえる」「子どもを日常的に親族にみてもらえる」という回答が多く、親族からの協力は得やすい状況にあると推察されますが、今後、高齢化がさらに進行することを踏まえれば、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」をはじめとする各事業を展開することが必要と思われる。

一方、少数ではあるものの、子育てについて気軽に相談できる人がいないという回答もあり、子育てに関して孤立してしまい、大きな不安を抱えている家庭もあることが伺えます。また、全国的に問題となっている児童虐待や、子どもの貧困、発達に特性を持つ子どもへの支援についても適切な対応が必要であるため、さまざまなニーズに対応した事業を展開するとともに、支援事業について広く情報提供を行い、支援が必要な人に対する的確に支援を行っていくことも課題の一つと思われる。

また、前計画の策定前より本市の子育て支援に対する満足度が高くなっていることから前計画での一定の成果が現れていることが伺えられ、前計画の事業を継続して行うことも重要と思われる。

新たに平成29年に開設した市立産婦人科医院では、平成30年度に本市で出生した子どものうち55.8%（106人）が生まれています。病院との連携による施策の成果が得られていることが伺えられます。しかしながら、本市の出生数は、平成10年～平成14年1,748人と平成26年～平成30年1,066人を比較すると682人39%もの減少となっていることから、より一層、安心して生み育てる環境整備の拡充が求められるものと思われる。

第2章 山梨市の現状と課題

第3章



計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 取り組み方針
- 3 施策の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」

第2章の山梨市の現状と課題でも示されているように、本市の子どもの数は減少を続けており、人口減少は避けられない状況となっています。

子育ての基本は、親が中心であるが、山梨市少子化社会対策推進条例にうたわれているように、次の世代を担う子どもたちを生き育て、未来に夢や希望が持てる豊かで活力ある本市を作っていくためには、市、事業者、地域が協働して、夢を持ち、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいくことが重要と考える前計画からの理念を引継ぎ、本計画でも継続していきます。

また、第2次山梨市まちづくり総合計画では、「5つのビジョン」として、20～30年後に私たちの生活やまちがどうなっているのか、将来像を描いています。そのうちのひとつとして、「おなかの中から一生涯安心の山梨市」が設定されています。本計画の着実な実行は、このビジョンの実現につながるものと言えます。

2 取り組み方針

山梨市少子化社会対策推進条例では、少子化に取り組むための方針として、以下の8つの方針が定められています。

1. 子育て支援（第9条）
2. 親子の健康確保（第10条）
3. 子どもの生きる力の支援（第11条）
4. 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの整備（第12条）
5. 仕事と子育ての両立支援（第13条）
6. 子どもが安全な環境作りの推進（第14条）
7. 子どもの権利の尊重（第15条）
8. 市全体での子どもの健やかな育ちの応援（第16条）

条例に示された方針をもとに、この計画で様々な事業を実施していく際の取り組み方針を以下の3つとします。

計画の取り組み方針

1. 子どもとともに育つ子育て
2. 切れ目のない子育て支援
3. 地域社会全体で作る子育て環境

取り組み方針 1.子どもとともに育つ子育て

子育て支援サービスなどによって最も影響を受けるのは子ども自身です。子どもの権利を尊重し、子どもの視点で事業を進めていくとともに、子どもがその発達段階に応じて適切な教育・保育等の支援を受けることが大切です。

子ども・子育て支援法の基本理念にもあるように「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」とされています。そのため、子育て支援とは、親も親として成長していく中で大きな喜びや生きがいを見出すことができるように、そして、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるように、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安などを和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援をしていくことと考えられています。

また、子どもは次代の親となります。豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取り組みも必要となります。

取り組み方針 2.切れ目のない子育て支援

妊娠・出産から学齢期に至るまで、子育て支援は、子どもの発達段階に応じて、また保育、教育、保健など様々な観点から提供されます。しかし、子育てのニーズは多様化しており、在宅で育児をする場合であっても、施設で保育等を行う場合であっても、また、子どもがどの発達段階であったとしても、必要とする支援を受けることができるような体制づくりが必要です。

子ども・子育て支援法では、この切れ目のない子育て支援の実現のために、様々な子育て支援策を施設での保育や教育を中心とした教育・保育、在宅での育児を中心とした地域子育て支援事業に整理し、計画的に提供していくこととしています。さらに、本市独自の取り組みによって、これらの事業を補完し、切れ目のない子育て支援の実現を目指します。

また、特別な支援が必要な子どもについては、都道府県などが提供する専門的な支援と連携しながら、必要な支援を受けることができるよう、取り組みます。

取り組み方針 3.地域社会全体で作る子育て環境

女性が生涯に産む子どもの数が減少し、社会の在り方も変化してきたため地域での関わりが少なく、赤ちゃんに触れる経験がないまま出産を迎える女性や、孤立してしまう家庭が増えています。また、出産年齢の高齢化や核家族化によって、子育ての時に子どもの祖父母に頼ることが難しい場合も増えています。

そのため、地域全体で子育てを支え、職場で仕事と子育てが両立できるような意識づくり、本市全体として支援する体制づくりに取り組みます。

3 施策の体系

本計画の具体的な施策としては、子ども・子育て支援法に規定されている子ども・子育て支援事業の推進による「切れ目のない支援」が中心となります。しかし、基本理念である「みんなで作る 夢を持って子育てできるまち 山梨市」を実現するためには、子育ての中心となる保護者自身が「子どもとともに育ち」、育児を楽しめるような環境づくりや、地域や職場を中心とした社会全体で子育てを支えていくような意識づくり、本市全体として支援する体制づくりが必要となります。

この計画では、3つの取り組み方針に基づいて、以下の施策体系により計画を進めていきます。

施策の体系

	取り組み方針	主な取り組み内容
1	子どもとともに育つ子育て	(1)地域における居場所とネットワークづくり (2)親子の健康づくり (3)相談支援や情報の提供 (4)次代の親の育成
2	切れ目のない子育て支援	(1)教育・保育の提供体制 (2)地域子ども・子育て支援事業 (3)特別な支援が必要な子どもへの支援
3	地域社会全体で作る子育て環境	(1)家庭や地域の教育力の向上 (2)学校教育環境の整備 (3)安心・安全なまちづくり (4)仕事と子育ての両立の支援 (5)山梨市全体としての支援体制の整備

第4章



具体的な取り組み内容

- 1 子どもとともに育つ子育て
- 2 切れ目のない子育て支援
- 3 地域社会全体で作る子育て環境

第4章 具体的な取り組み内容

1 子どもとともに育つ子育て

(1) 地域における居場所とネットワークづくり

本計画で目指している「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」を実現するためには、保護者が子育ての不安を解消できる環境づくりと、同じ年頃の子どもを持つ保護者と交流できるような居場所を提供することが大切です。また、その中で生まれた保護者同士のつながりをネットワーク化し、保護者同士が相互支援できるような環境づくりの基礎となる様々な取り組みを進めます。

【1 子どもとともに育つ子育て (1) 地域における居場所とネットワークづくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子育て応援学級	乳幼児・保護者	主に第一子目の4～9か月児と保護者を対象に、山梨市保健センターで子育て応援学級を実施	健康増進課
市内自主育児サークルリーダー会	育児サークルリーダー等	市内自主育児サークルリーダーが集まり、サークルごとの情報交換や意見交換を実施	健康増進課
日下部地区乳幼児すくすく育てる会	未就学児・保護者	地区の未就学児の親子を対象に催し物を実施	健康増進課 生涯学習課 子育て支援課
子どもフェスティバル	子ども・保護者	地域の子育て支援に携わる団体等により組織された実行委員会で子どもフェスティバルを開催	子育て支援課
地域子育て活動の活動場所の開放	未就学児・小学生・保護者	各地区にある公民館や児童センターなどを乳幼児・小学生等の子育て活動の場として提供	生涯学習課 学校教育課
子育てグッズ交換マーケット	子育て世帯	使わなくなった子育てグッズのリユースを目的とし、交換会を実施	子育て支援課

第4章 具体的な取り組み内容

【1 子どもとともに育つ子育て (1) 地域における居場所とネットワークづくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
既存施設を利用したキッズルームの設置	未就学児・保護者	子どもたちが気軽に遊び、親同士も気軽に集まれる場を既存施設により確保	子育て支援課
子ども食堂開設運営支援	該当事業者	子どもの居場所として「こども食堂」を開設、運営する事業者に補助金を支給	福祉課

(2) 親子の健康づくり

妊娠から出産、乳幼児期を中心とした時期は、母親や子どもの健康を維持することが非常に重要な時期です。また、生涯にわたって影響する基本的な生活習慣が形成される時期でもあります。そのため、この時期における健康づくりのため、定期的な健診を実施し、健康に関する情報提供等を行います。

【1 子どもとともに育つ子育て (2) 親子の健康づくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
両親学級	妊婦・パートナー	保健師、助産師等による妊娠中の過ごし方、子育てに関する制度等の講義を実施	健康増進課
小児救急法講習会	乳幼児の保護者	保健師による事故予防の講義、救急救命士による誤飲の処置方法の実技などを実施	健康増進課
小児科医による子育て教室	乳幼児の保護者	小児科医による子育てについての講義を開催	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児・保護者	小児科医による診察、身体計測、保健師による問診・相談、栄養士による栄養相談を実施	健康増進課
すこやか発達相談	支援が必要な子ども・保護者	子どもの発達などについて個別相談を実施	健康増進課
妊産婦・新生児等訪問指導	妊産婦・新生児・乳児	保健師、助産師が、妊婦の最も不安の多い時期の支援のために家庭訪問を実施	健康増進課
学校保健安全法に基づく健康診査等	小中学生・幼稚園児	学校において各種健診や保健だよりを発行し、教育相談の充実を推進	学校教育課

第4章 具体的な取り組み内容

【1 子どもとともに育つ子育て (2) 親子の健康づくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子ども医療費助成	子どもの保護者	子どもの通院及び入院に係る保険診療自己負担分などを助成	子育て支援課
離乳食講習会	乳幼児の保護者	乳幼児の発達段階に応じた離乳の意義及び離乳食のすすめ方の指導を実施	健康増進課
食育教室	幼児・小中学生・保護者	親子料理教室、親子おやつ作り教室、学童クラブ食育教室	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成	市民	推進員の養成講習会を開催し、地域における健康づくりの担い手を養成	健康増進課
食生活改善推進員の活動	市民	健康づくりのための地区料理講習会等を開催し食育に関する普及・啓発	健康増進課
保育園給食	保育園児	栄養バランスのよい給食摂取、食生活の基礎や食べる楽しみ、規則正しい生活リズムを育む	子育て支援課
学校給食	小中学生・幼稚園児	栄養バランスのよい給食摂取と望ましい食習慣及び食に関する指導を実施	学校教育課
地産地消運動の推進	小中学生・保育園児・幼稚園児・市民	「地産地消運動」の実施や、給食などを通して旬の食べ物のおいしさなどを教える	子育て支援課 学校教育課
周産期母子医療センターとの連携	妊産婦・新生児・乳児	周産期母子医療センターと連携し、支援を実施	健康増進課
小児救急医療体制の適切な受診方法の啓発	子ども・保護者	かかりつけ医、休日・夜間の救急体制の周知を行い、育児不安の解消を推進	健康増進課
母子保健サービス調整会議	母子保健に係る関係機関	助産師、養育支援のヘルパー、保健師等で母子保健に係る情報を共有し、継続した支援を行う	健康増進課
不妊治療に対する相談事業	市民	不妊治療を行っている夫婦に対して、情報提供や相談を実施	健康増進課

第4章 具体的な取り組み内容

【1 子どもとともに育つ子育て (2) 親子の健康づくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
不妊治療費助成事業	不妊治療を行っている人	不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る	健康増進課
宿泊型産後ケア事業	産後の母子	育児不安、産後の不調により産前産後ケアセンターや市立産婦人科医院に宿泊し、助産師から心身のケアやサポートを受ける産婦に対し利用補助を行う	健康増進課
産前産後サポート事業「デイサービス型」リラックスペース「ふわふわ」	妊婦・産後4ヶ月までの母子	産前産後の心身の不調や育児方法について個別または集団で心身のケア、育児サポートを実施。	健康増進課

(3) 相談支援や情報の提供

子どもの数が少なくなり、自分の家族や親戚、近隣で行われている育児を見たことがなく、赤ちゃんに触れる機会もないまま出産を経験し、育児を行っている親が増えているため、育児の不安を軽減し、必要な情報を提供するための相談支援や情報提供に取り組みます。

【1 子どもとともに育つ子育て (3) 相談支援や情報の提供】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
児童相談室での相談事業	児童・保護者	子育て支援課に家庭児童相談員を2人配置し、相談業務に対応	子育て支援課
妊娠届出と母子手帳交付時の母子保健サービスの周知	妊婦	妊娠届出時に個別健康相談を行い、母子健康手帳の交付と関係制度の周知を推進	健康増進課
健康相談（随時）	市民	親子が健やかに生活できるよう、随時相談内容に応じて支援を実施	健康増進課
子育て相談支援事業	子育て中の保護者	各児童センターや公立保育園等に子育て支援センターを設置して、子育て相談に対応	子育て支援課

【1 子どもとともに育つ子育て (3) 相談支援や情報の提供】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子育て支援総合コーディネート事業	子育て中の保護者	山梨児童センターに子育て支援総合コーディネーターを配置し、子育て相談等に対応	子育て支援課
子育て情報の集約と活用方策	子育て中の保護者	子育てに関する情報等をホームページや「タッチダイアリー」、つどいの広場「タッチ」内の掲示板等で提供	子育て支援課

(4) 次代の親の育成

子どもたちは、次の世代の親となります。その一方で、子どもの数が少なくなっているため、育児について体験したり、赤ちゃんといれあったりするような機会が減っています。そのため、長期的な視点に立って、子どもを産み育てることの意義や命の大切さについて、実際に赤ちゃんといれあう経験等を通じて理解する機会を作っていきます。また、思春期の様々な悩みや問題に対応していきます。

【1 子どもとともに育つ子育て (4) 次代の親の育成】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
命の学習	小学生・保護者	実施希望のある小学校で専門講師による「命の学習」を実施	健康増進課
赤ちゃんいれあい体験	小中高校生	乳児の身体や生理、抱き方等を学び、乳児とのいれあい交流を実施	健康増進課
性教育	小中学生	性教育に関する年間活動計画を作成するとともに、講演会、研修会を実施	学校教育課
たばこ・アルコール・薬物に関する教育	小中学生・保護者	家庭を中心に学校・地域が連携した取り組みを行う。中学校では薬物乱用防止の指導を実施	学校教育課
エイズ知識・啓発講演会の実施	中学生	エイズ及び性感染症に関する事前アンケート実施後、講演会を実施	健康増進課
青少年カウンセラーの設置	小中学生・保護者	県、東山梨地区カウンセラー会との連携のもとにカウンセリング等を実施	生涯学習課

【1 子どもとともに育つ子育て (4) 次代の親の育成】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
青少年の健全育成に関する啓発	青少年・保護者・関係機関	子育てや健全育成の基本的な考え方、男女が協力して家庭を築くことの意義等を啓発	生涯学習課

2 切れ目のない子育て支援

(1) 教育・保育の提供体制

令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。認定こども園・幼稚園・保育園に通う3歳以上児の保護者の負担が軽減され、保育が必要な家庭に幅広く、切れ目のない子育て支援の提供が可能となりました。必要なサービスの提供については、市が総合的かつ計画的に実施し、子どもやその保護者が利用しやすいように調整を行い、必要なサービスの提供体制を確保します。

【2 切れ目のない子育て支援 (1) 教育・保育の提供体制】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
支給認定子どもへの支援（第1号）	満3歳以上就学前の教育希望する子ども	幼稚園や認定子ども園での教育の実施	子育て支援課
支給認定子どもへの支援（第2号）	満3歳以上就学前の保育を希望する子ども	保育園や認定子ども園、幼稚園での保育・教育の実施	子育て支援課
支給認定子どもへの支援（第3号）	満3歳未満の保育を希望する子ども	3歳未満の子どもを対象とした保育園や認定子ども園等での保育の実施	子育て支援課
地域の実情をふまえた保育園等の確保	関係機関	保育ニーズの把握や保育園の整備、統廃合等の実施	子育て支援課
特定保育事業	3歳未満児	保護者の就労等により、週2～3日などの保育を実施 ※八幡保育園でのみ実施	子育て支援課
保護者負担の軽減	教育・保育施設を利用する保護者	国が定める保護者負担額の一部を市が負担することなどにより、保護者負担を軽減	子育て支援課

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法では、教育・保育とあわせて延長保育や学童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどが教育・保育と同様に実施していく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。本市でも、これらの事業を積極的に進めます。 【2 切れ目のない子育て支援 (2) 地域子ども・子育て支援事業】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
時間外保育事業	保育園児	延長保育など通常の保育時間以外の時間帯も保育を実施	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	小学生	放課後や学校休校日などに、学校周辺の児童センター等で保育を行う（学童クラブ）	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児・産婦	保健師、助産師が乳児家庭を訪問し、乳児の状態を確認し、育児指導や情報提供を実施	健康増進課
養育支援訪問事業など	新生児・産婦	養育支援が必要な家庭に保健師、助産師が訪問して、助言や相談対応を実施	健康増進課
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）	乳幼児・保護者	子育て親子の交流、集いの場の提供。子育てに関する相談、援助の実施	子育て支援課
一時預かり事業	乳幼児	保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れの際に一時的に子どもを預かる事業（市内8か所に設置）	子育て支援課
子育て短期支援事業	18歳未満の子ども	一時的な養育保護、夜間家庭での養育が困難な場合の保護を実施	子育て支援課
病児・病後児保育事業	生後6月から小学校6年生	病気や、病気からの回復期にあるため集団保育が困難な子どもを預かる事業	子育て支援課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	生後3月から小学校6年生	子育てを手助けしてほしい人と手助けしたい人をつなぐ事業	子育て支援課
子育て世代包括支援センター	子育て世帯	妊娠期から子育て期渡るまでの支援について、ワンストップ拠点を設置	子育て支援課
妊婦健診	妊婦	医療機関で受ける妊婦健診の費用助成を実施	健康増進課

(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援

児童虐待、DV、母子家庭、障害を持った子ども等、特別な支援が必要な子どもに対しては、専門的な知識が必要となるため山梨県などが行う専門機関等と連携しながら対応します。

【2 切れ目のない子育て支援 (3) 特別な支援が必要な子どもへの支援】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
不適切な対応を防止するための取り組み	18歳未満の子ども・保護者・市民	学校・家庭・地域と行政が連携し対応。家庭児童相談員及び青少年カウンセラーの相談実施	子育て支援課 学校教育課
児童虐待防止ネットワーク体制の構築	市民・関係機関	児童虐待防止ネットワーク「山梨市民会議」通称チャイルド・ラインを設置し虐待防止施策の実施	子育て支援課
被害にあった子どもの保護	被害にあった子ども	いじめや不適切な対応にあった子どもの心のケアのため、関係機関との連携	学校教育課 子育て支援課
男女間の暴力（DV）の予防対策	市民	DV被害者に対する相談・支援や、保護のための関係機関との調整、予防、防止のための広報啓発	子育て支援課 福祉課
母子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭	自立支援教育訓練給付金や母子家庭高等技能訓練促進費により通学や資格取得を支援	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭	ひとり親家庭の親及び児童に対し、医療費の保険自己負担分を助成	子育て支援課
療育・保育	障害のある子ども	障害児保育に必要な環境整備により、障害児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を推進	子育て支援課
自立促進の支援	障害のある子ども	山梨市特別支援教育担任者会が、特別支援学級に在籍する子どもと保護者の交流会を実施	学校教育課
発達障害支援事業 庁内検討会議	障害のある子ども・保護者・関係機関	発達に特性を持つ子どもに対し一貫した支援体制の整備を行う	健康増進課 学校教育課 子育て支援課 福祉課

【2 切れ目のない子育て支援 (3) 特別な支援が必要な子どもへの支援】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子どもの発達包括支援事業	発達に特性ある子ども・保護者	発達に特性を持つ子どもに対し関係機関が連携して相談や、集団療育などの支援を実施	健康増進課 学校教育課 子育て支援課
子ども支援プロジェクト事業	関係団体	長期休暇等で給食が食べられず十分な栄養が取れない子どもたちへ食糧支援する団体に補助金を支給	福祉課

3 地域社会全体で作る子育て環境

(1) 家庭や地域の教育力の向上

地域社会全体で子育てを支えていくためには、基礎となる家庭や地域における教育力の向上が重要となります。子育ての基盤となる家庭を支える事業の実施や、地域で子どもを対象としたイベントを開催し、保護者向けの教育講座を実施することで、家庭や地域で子育てを支えていく力を養います。また、読書については、発達段階に応じた本との出会いの機会を提供するなど、子ども未来憲章にうたわれた人間を育てあげる教育の理念を実現するための手段として取り組みます。

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (1) 家庭や地域の教育力の向上】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
地区公民館活動での世代間交流	市民	地区公民館主催で、各種教室を開催し、幅広い年代の中で子どもとの交流を推進	生涯学習課
高齢者との交流活動とボランティア活動	小中学生	敬老会との共同活動、学校・地域でのボランティア活動等を実施	学校教育課
おじいちゃん先生・おばあちゃん先生派遣事業	保育園児・小学生	講師として登録した高齢者をボランティアで、児童センター、学童クラブ等へ派遣	子育て支援課
幼児教育・家庭教育講座等の開催	乳幼児・保護者	子どもの遊び道具の製作と、救急法・子育て講演会等の研修を実施	学校教育課 子育て支援課

第4章 具体的な取り組み内容

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (1) 家庭や地域の教育力の向上】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
地域スポーツ活動の推進	市民	身近なスポーツ施設の充実や指導者の育成・確保などにより、生涯スポーツの振興を推進	生涯学習課
愛育班による自主活動の継続	妊婦・子育て世帯	妊婦・子育て家庭への声かけを行い、地域における母親の身近な支援者としての活動を実施	健康増進課
青少年県外交流事業	小中高校生	夏休み期間中に山梨市と山梨県美祢市と交互に訪問し自然体験や集団生活による交流を実施	生涯学習課
青少年育成体験事業	小学生	青年育成活動団体と共催及び後援する形で体験活動を実施	生涯学習課
学校と家庭及び地域の連携	小中学生・保護者・市民	年4回の授業参観、家庭訪問、学校便りによる家庭と学校、並びに地域との連携を実施	学校教育課
コミュニティスクール（学校運営協議会）制度	小中学生・保護者・市民・学校教職員	学校・保護者・地域住民が協働で「地域とともにある学校づくり」に取り組む	学校教育課
教職員の地域活動への参加促進	小中学校・市民	地区懇談会、行事等へ教職員が参加し学校での生活や地域・家庭での様子を情報交換	学校教育課
環境教育の推進	小中学生・市民	イベントや講座を開催し環境保全に対する意識を高め、自ら行動が出来る人材を育成する。小中学生にはKidsISO14000プログラムを実施	環境課
伝統芸能の伝承	小学生	各小学校で伝統芸能の伝承のための特色ある教育を実施	学校教育課
ジュニアリーダー育成研修	中高校生	交流事業や体験活動を通して、ジュニアリーダーを育成	生涯学習課
子どもの読書活動の推進	子ども・保護者	「育児学級」での読み聞かせや児童に本を贈るブックスタート、セカンドブック、サードブックを実施	生涯学習課

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (1) 家庭や地域の教育力の向上】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子どもの読書活動の推進 (おはなし会)	子ども・保護者	図書館ボランティアグループと協働で、おはなし会を実施	生涯学習課
子どもの読書活動の推進 (読書環境の整備)	子ども・保護者	優良児童図書や季節や行事に関連する図書等を展示して、良好な読書環境を提供	生涯学習課
読書活動推進事業	小中学生	学校での読書活動時間の設定や、図書館における取組により本に親しめるように推進	学校教育課 生涯学習課
健やか育児支援祝金事業	新生児の保護者	出生により新たに山梨市民となった新生児の保護者に育児支援金を支給	子育て支援課
子育て用品支給事業	新生児の保護者	支給対象児童1人当たり金額10,000円相当の子育て用品購入券を交付	子育て支援課
乳児用品貸出事業	乳児のいる世帯	ベビーシートやベビーベット、ベビーバスの貸出しを実施	子育て支援課
児童センター事業	子ども・保護者	児童が安心して遊べる場として3カ所に設置。子育て支援センターとしての機能も併設	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業	小中学生	子どもの居場所づくりや、地域で支える学習環境づくり、学力向上のため「やまなし土曜塾」・「フォローアップ学習会」を開催	学校教育課
放課後子ども教室推進事業（実践的な英会話力強化）	小中学生	地域で支える学力向上・実践的な英会話力の強化のため「イングリッシュカフェ」・「外国人留学生ホームステイ事業」を開催	学校教育課
英語教育の推進	公立保育園児 公立幼稚園児 小中学生	幼児から切れ間なく英語を学ぶ機会を提供	子育て支援課 学校教育課
子ども学習・生活支援	子ども・保護者	子どもの学力向上と社会性や協調性を育み、将来的な自立を図るため市内2ヶ所の地区公民館で週一回学習会を開催	福祉課

(2) 学校教育環境の整備

次代の担い手となる子どもが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるように学校教育環境を整備していきます。具体的には、学校教育の中で子どもが生きる意義や親が産み育てる意義を教え、生活習慣等に関する指導を行う他、問題行動や不登校、引きこもり等の子どもたちについては、教職員やスクールカウンセラー等が連携して対応し、また、学校評価の実施や幼稚園・保育園との連絡会の開催など、組織として信頼できる学校づくりに取り組みます。

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (2) 学校教育環境の整備】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
児童健全育成	小中学生	学習適応指導、生活習慣指導等を実施	学校教育課
学校教育のなかでの指導	小中学生	特別活動授業等で子どもが生きる意義や親が産み育てる意義を教育・啓発	学校教育課
健全な身体づくり	小中学生	学校での部活動等を通じて学校生活をより一層活発とするための支援等を実施	学校教育課
問題行動等への対応と安全対策	小中学生	思春期に想定される非行や問題行動等に対応するため、教職員間の連携を図る	学校教育課
不登校・引きこもり児童・生徒への対応	小中学生	不登校や引きこもり児童への対応として教職員やスクールカウンセラーで連携を推進	学校教育課
信頼できる学校づくり	小中学生・保護者・市民	保護者や教職員により学校評価を実施	学校教育課
幼・小・中連携事業	保護者・関係機関	幼児から中学生まで一貫して育成・教育するため保護者、教職員等関係機関で連絡協議会を設置し連携を図る。	学校教育課
学校開放	市民	グラウンドと体育館の夜間開放を実施	学校教育課 生涯学習課

(3) 安心・安全なまちづくり

安心して暮らせる地域社会、安全な生活環境を整備することは、子育てを地域社会全体で支えていくまちづくりのために必要です。交通安全に関するハード面、ソフト面双方からの取り組みや地域と一体となった防犯活動、災害発生時を想定した対策や体制づくり、適切な対応など、安心して子育てができるまちづくりに取り組みます。

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (3) 安心・安全なまちづくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
都市計画に基づくまちづくりの推進	市民	橋上駅舎・駅前広場におけるバリアフリー化や都市公園の長寿命化を促進し、市民が快適で安全安心に暮らせるまちづくりを進める	都市計画課
交通安全標識、カーブミラー等を整備	市民	急カーブや交差点の交通安全対策として、継続的に実施	建設課
通学路の整備	小中学生	通学路の整備を進め、通学時等の安全を確保	建設課
通学路安全対策事業（交通・防犯）	小中学生	通学路の安全確保のため PTA や警察、県などの交通管理者等で通学路安全推進会議を開催	学校教育課 建設課
交通安全施設の整備	小中学生・市民	保育園や学校付近に交通安全施設の設置を実施	建設課
交通安全教室	保育園児・幼稚園児・小中学生	市内保育園、幼稚園、小中学校等で交通安全教室を開催	総務課
交通安全指導	小中学生	専門交通指導員 2 人が登校時に交通指導を実施	総務課
PTA交通安全活動	小中学生・保護者	学校、PTA による通学路の安全点検活動や街頭指導、交通安全教室の開催	学校教育課

第4章 具体的な取り組み内容

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (3) 安心・安全なまちづくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
防犯灯の設置	市民	基準を満たしたものに対し防犯灯設置工事費や電気料を補助	総務課
子ども 110 番の家	小中学生	通学路上の在宅の家庭の協力により、地域の見守り活動と緊急時の対応を依頼	学校教育課
防犯対策	小中学生・保護者	警察署による防犯教室、薬物禁止の講習会の開催や「学校安全管理マニュアル」の作成等	学校教育課
自主防犯パトロール事業	小中学生・市民	市内をパトロール員 2 人が巡回し、公共施設等への声かけ等を実施	防災危機管理課
子どもと高齢者帰り道ふれあい事業	小中学生・高齢者	小学校区ごとに小学校低学年児童の下校時刻等にあわせ、地域の高齢者が通学路を巡回	子育て支援課
保育園、小学校における緊急時の対応	保育園・小学校	緊急時対応マニュアルによる通報訓練を実施	子育て支援課 学校教育課
防災対策（地域）	市民	発生の切迫性が指摘されている南海トラフ地震を想定し、実践的な防災訓練を実施	防災危機管理課
防災対策（施設）	保育園・幼稚園・小中学校	保育園、幼稚園、小中学校施設等で実際の災害を想定した、定期的な避難訓練を実施	学校教育課 子育て支援課
有害環境改善対策	青少年	青少年の健全育成を目指し、青少年を取り囲む有害環境の改善への取組	生涯学習課
公営住宅の管理・入居等の手続き	市民	住宅に困窮する低所得者のために良質な住宅を供給	建設課
公営住宅等整備	市民	市の公営住宅の実情及び需要を整理把握し、今後の供給方針を決定	建設課

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (3) 安心・安全なまちづくり】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
若者定住促進住宅	定住希望者	若者定住を促進するため、市営住宅を供給、将来、山梨市内に持ち家を取得し、入居した者に祝金を支給	建設課
定住促進住宅	定住希望者	山梨市への定住を促進し、住環境が良好な住宅の供給を推進	建設課

(4) 仕事と子育ての両立の支援

少子高齢化が進行し、人口減少が避けられない中で、地域の活力を維持していくためには、男性も女性も仕事と子育てを両立することができるような働き方が望まれます。そのためには、互いにその人権を尊重しながら、責任を分担して、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現していく必要があります。講演会や広報紙等を通じた意識啓発等により、仕事と子育てが両立できるような働き方を支援していきます。

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (4) 仕事と子育ての両立の支援】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
男女共同参画の啓発・推進	市民	講演会の開催、広報紙への関係記事の掲載、男女共同参画推進委員会等の開催	地域資源開発課
雇用対策	就労希望者	「地域職業相談室」を設置し、職業相談を実施	商工労政課
イキイキ働く女性・男性の講座	勤労者・市民	講座を開催	商工労政課
海の家開設	市民・在勤者	7月中旬から8月中旬の間、海の家を開設。牧之原市の指定宿泊施設に宿泊した者へ助成	商工労政課
育児休業制度等の周知と取得促進	企業・労働者	山梨市中小企業労務改善協議会等を通じて企業及び労働者に情報を提供	商工労政課

(5) 山梨市全体としての支援体制の整備

基本理念である「みんなで作る 夢を持って子育てできるまち 山梨市」を実現するためには、山梨市全体として子育てを支えていく体制を整えなければなりません。国が基本指針で示しているように、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすこと」が必要となります。そのために、広報や講座等を通じて啓発を行うとともに、子ども・子育て会議において、この計画の進捗状況等についての検証を行って、基本理念が実現されるように取り組んでいきます。

【3 地域社会全体で作る子育て環境 (5) 山梨市全体としての支援体制の整備】

施策・事業名	対象	内容	担当課名
子育てに関する意識の啓発	市民	年齢で相違する子育てに関する意識啓発のため、広報紙、生涯学習講座などを活用	子育て支援課
山梨市子ども未来憲章に基づく啓発	子ども	山梨市子ども未来憲章に基づき、青少年健全育成のため周知に努める	生涯学習課
子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みの検証	市民・委員	子ども・子育て支援事業計画実施のための検討、会議を開催。	子育て支援課
施策の点検	市	行動計画に記載された事業について、各課において自己評価を実施	子育て支援課
市民への周知と意見聴取	市民	計画の実施状況等に係る情報を広報紙やホームページ等に掲載して周知し、意見を聴取	子育て支援課

第5章



子ども・子育て支援事業の推進

- 1 基本的な考え方
- 2 教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 基本的な考え方

(1) 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で規定された保育園、幼稚園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業、子育て援助活動支援事業などの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念である「みんなでつくる 夢を持って子育てできるまち 山梨市」を実現するための中心的な取り組みとなります。

ここでは、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村子ども・子育て支援事業計画で定めることとされている以下の事業の量の見込みと、提供体制の確保の内容についてまとめています。

子ども・子育て支援事業の一覧

事業名等		事業の内容等
教育・保育（認定区分ごと※）		
①	1号認定	幼稚園、認定こども園
②	2号認定（幼稚園を希望）	幼稚園、認定こども園
③	2号認定（保育園等を希望）	保育園、認定こども園など
④	3号認定（0歳児）	保育園、認定こども園など
⑤	3号認定（1・2歳児）	保育園、認定こども園など
地域子ども・子育て支援事業		
①	利用者支援に関する事業	情報提供や相談支援
②	時間外保育事業	延長保育など
③	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
④	子育て短期支援事業	トワイライトステイなど
⑤	乳児家庭全戸訪問事業	保健師による乳児家庭の訪問
⑥	養育支援訪問事業など	養育支援が必要な家庭への保健師の訪問
⑦	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター
⑧	一時預かり事業	一時保育など
⑨	病児保育事業	病児・病後児保育など
⑩	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター
⑪	妊婦に対する健康診査	妊婦健診

※教育・保育における認定区分とは

- 1号認定：保育の必要性は低く、幼稚園や認定こども園の利用が想定されている3歳以上の子ども
- 2号認定：保育の必要性が高く、保育園や認定こども園の利用が想定されている3歳以上の子ども
- 3号認定：保育の必要性が高く、保育園や認定こども園等の利用が想定されている3歳未満の子ども

認定区分	対象年齢	利用目的	保育の必要性	推計の区分
1号認定	3～5歳	主に教育	低い	1号認定
2号認定		主に保育	高い	2号認定(幼稚園)
3号認定	0～2歳			
		3号認定(0歳)		
				3号認定(1・2歳)

(2) 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに量の見込みと提供体制の確保の内容を定める必要があります。本市は、規模が小さく、本市全体で各年齢の子どもの数が最大でも300人程度であること、主な移動手段が自家用車となっていることから、本市全体をひとつの教育・保育提供区域とします。

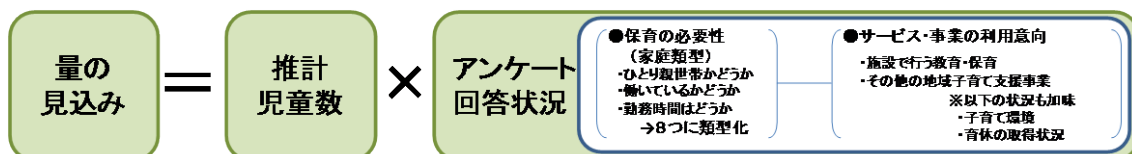
ただし、放課後児童健全育成事業については、小学校ごとに利用されているため、小学校区を教育・保育提供区域とします。

(3) 量の見込みの推計方法

2020年度から2024年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、ニーズ調査の結果に基づいて行いました。

ニーズ調査に基づき推計する方法は、国の手引き（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）に従いました。国の手引きによれば、量の見込みは以下の考え方で推計するものとされています。

- ① 計画期間の各年度における年齢別の子ども数を推計する
- ② ニーズ調査の調査結果を家庭類型(注1)ごとに分類し、それぞれ事業の利用意向を算出する
- ③ ①と②を掛け合わせることで、各年度における量の見込み推計する



(注1) 家庭類型の分類とは

各家庭における保育の必要性に基づいて集計をするために、両親の就労状況などに基づいて、以下の8類型に区分しました。なお、その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

教育・保育における認定区分との関係は以下のとおりです。

- ・保育の必要性が高い家庭類型：A、B、C、E（2号認定、3号認定）
- ・保育の必要性が低い家庭類型：C'、D、E'、F（1号認定）

タイプA	：ひとり親家庭
タイプB	：両親ともにフルタイム勤務
タイプC	：片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプC'	：片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプD	：片親が働いており、片親が専業主婦（夫）
タイプE	：両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプE'	：両親のいずれかが一定時間未満のパート勤務
タイプF	：両親ともに無職

また、ニーズ調査に基づいた推計では現況の利用実績との乖離が大きくなる事業に関しては、以下の考え方で推計を行いました。

$$\text{量の見込み} = \text{直近年度の利用実績} \times \text{人口増減率}$$

(4) 子どもの数と家庭類型の推計

計画期間中における子どもの数について、実績人口を基準として0歳～11歳の子どもの数を推計しました。

具体的な方法は、以下のとおりです。

- ①各年齢におけるコーホート変化率(※)の平均を計算して、現在山梨市内に居住している子どもの数の推移を推計する。

(※) コーホート変化率

例えばある年度の0歳児の数と1年後の1歳児の数を比較したもの

X年度の0歳児：100人

X+1年度の1歳児：105人 の場合は、1.05となる。

コーホート変化率が1.05の場合、令和元年度の0歳児が100人であれば、令和2年度の1歳児は105人と推計する。

- ②出生数については、出産適齢期の女性(ここでは15歳～49歳と設定)の人口を①と同じ方法により推計し、「平均的な女性子ども比(当該年の0歳児の数÷出産適齢期の女性の人口)」から推計する。

以上の方法から推計した令和2～6年度における0から11歳の子どもの数は次表のとおりです。

0から11歳の子どもの数を合計すると、計画の初年度である令和2年度は2,925人ですが、最終年度である令和6年度には2,520人に減少すると推計されます。

【0歳～11歳の子どもの数の推計】

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	184	178	171	165	160
1歳	198	192	186	179	173
2歳	190	206	199	193	186
3歳	229	192	209	202	196
4歳	255	228	191	208	201
5歳	249	251	225	188	205
6歳	254	249	251	225	188
7歳	228	254	249	251	225
8歳	260	229	255	250	252
9歳	306	261	230	256	251
10歳	280	305	260	229	255
11歳	292	279	303	259	228
1から2歳計	388	398	385	372	359
3から5歳計	733	671	625	598	602
6から8歳計	742	732	755	726	665
9から11歳計	878	845	793	744	734
0から11歳計	2,925	2,824	2,729	2,605	2,520

ニーズ調査結果から推計される乳幼児の家庭類型は以下のとおりとなりました。専業主婦（夫）のタイプDや共働きのタイプB、タイプCで全体の9割近くを占めています。現状、希望（就労希望が満たされた場合）ともに、父母ともにフルタイム勤務となるタイプBが最も多くなっています。以下の推計では、希望の割合を用いて推計を行いました。

【ニーズ調査結果から推計される家庭類型】

(単位：人)

	現在		希望	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	41	6.0%	41	6.0%
タイプB フルタイム×フルタイム	283	41.5%	306	44.9%
タイプC フルタイム×パートタイム(一定時間以上)	172	25.2%	180	26.4%
タイプC' フルタイム×パートタイム(一定時間未満)	29	4.3%	34	5.0%
タイプD 専業主婦(夫)	156	22.9%	120	17.6%
タイプE パート×パート(双方一定時間以上)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE' パート×パート(いずれかが一定時間未満)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	1	0.1%	1	0.1%
全体	682	100.0%	682	100.0%

2 教育・保育

計画期間である令和2年度から令和6年度にかけての保育園や幼稚園などの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保状況は以下のとおりです。

【教育・保育の量の見込みと提供体制の確保状況】 (単位：人)

		平成30年 実績(※)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
①	1号認定	量の見込み	181	180	165	154	147	148
		確保数	181	180	165	154	147	148
②	2号認定	量の見込み	551	547	501	467	446	449
		確保数	551	547	501	467	446	449
③	3号認定	量の見込み	376	327	331	320	309	299
		確保数	376	327	331	320	309	299
	0歳児	量の見込み	69	73	71	68	66	64
		確保数	69	73	71	68	66	64
	1・2歳児	量の見込み	307	254	260	252	243	235
		確保数	307	254	260	252	243	235

※ 平成30年度の「量の見込み」とは実際の利用人数

(1) 1号認定の量の見込み（2号認定の幼稚園希望者を含む）

直近（平成30年）の利用実績（181人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で180人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

(2) 2号認定の量の見込み

直近（平成30年）の利用実績（551人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で547人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

(3) 3号認定の量の見込み

直近（平成30年）の利用実績（0歳：69人、1・2歳：307人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

令和2年度における0歳児のニーズ量の見込みは73人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

令和2年度における1・2歳児のニーズ量の見込みは254人であり、計画期間中では令和3年の260人が最大となる見込みです。

(4) 教育・保育に関する提供体制の確保内容

「量の見込み」に対して、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）、地域型保育施設（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）にて同量の確保を行い、教育・保育ニーズに応えます。

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、ほぼ毎日利用する事業であるため実人数で推計する事業と、不定期に利用する事業であるため年間の利用延べ人数で推計する事業があります。

(1) ほぼ毎日利用する事業

ほぼ毎日利用する事業である時間外保育事業と放課後児童健全育成事業についての令和2年度から令和6年度にかけての量の見込みと提供体制の確保状況は次表のとおりです。

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

【ほぼ毎日利用する事業の量の見込みと提供体制の確保状況】 (単位：人)

			平成30年 実績(※)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
①	時間外保育事業(延長保育)	量の見込み	234	218	208	197	190	187	
		確保数	234	218	208	197	190	187	
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)									
②	低学年	量の見込み	全体	370	272	268	276	266	243
			加納岩小学校区	76	56	55	57	55	50
			日下部小学校区	70	51	51	52	50	46
			後屋敷小学校区	58	43	42	43	42	38
			その他小学校区	166	122	120	124	119	109
		確保数	全体	345	345	345	345	345	345
			加納岩小学校区	70	70	70	70	70	70
			日下部小学校区	60	60	60	60	60	60
			後屋敷小学校区	45	45	45	45	45	45
			その他小学校区	170	170	170	170	170	170
		差(確保数-量の見込み)	全体	-25	73	77	69	79	102
			加納岩小学校区	-6	14	15	13	15	20
	日下部小学校区		-10	9	9	8	10	14	
	後屋敷小学校区		-13	2	3	2	3	7	
	その他小学校区		4	48	50	46	51	61	
高学年	量の見込み	全体	59	146	141	132	124	122	
		加納岩小学校区	14	35	33	31	29	29	
		日下部小学校区	15	37	36	34	32	31	
		後屋敷小学校区	0	0	0	0	0	0	
		その他小学校区	30	74	72	67	63	62	
	確保数	全体	105	105	105	105	105	105	
		加納岩小学校区	20	20	20	20	20	20	
		日下部小学校区	20	20	20	20	20	20	
		後屋敷小学校区	5	5	5	5	5	5	
		その他小学校区	60	60	60	60	60	60	
	差(確保数-量の見込み)	全体	46	-41	-36	-27	-19	-17	
		加納岩小学校区	6	-15	-13	-11	-9	-9	
日下部小学校区		5	-17	-16	-14	-12	-11		
後屋敷小学校区		5	5	5	5	5	5		
その他小学校区		30	-14	-12	-7	-3	-2		
合計	量の見込み	全体	429	418	409	408	390	365	
		加納岩小学校区	90	91	88	88	84	79	
		日下部小学校区	85	88	87	86	82	77	
		後屋敷小学校区	58	43	42	43	42	38	
		その他小学校区	196	196	192	191	182	171	
	確保数	全体	450	450	450	450	450	450	
		加納岩小学校区	90	90	90	90	90	90	
		日下部小学校区	80	80	80	80	80	80	
		後屋敷小学校区	50	50	50	50	50	50	
		その他小学校区	230	230	230	230	230	230	
	差(確保数-量の見込み)	全体	21	32	41	42	60	85	
		加納岩小学校区	0	-1	2	2	6	11	
日下部小学校区		-5	-8	-7	-6	-2	3		
後屋敷小学校区		-8	7	8	7	8	12		
その他小学校区		34	34	38	39	48	59		

※ 平成30年度の「量の見込み」は実際の利用人数、「確保数」は定員数
 また、将来の子どもの数及び量の見込みは市全体で推計しているため、小学校区ごとの学童クラブのニーズ量は、平成30年実績に基づき各小学校区に案分した。

①時間外保育事業

（量の見込み）

国の手引きに従い、ニーズ調査において、保育所等を18時以降にも利用したい人の比率をもとに、量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で218人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

（提供体制の確保内容）

保育園などでニーズに対応していきます。

②放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（量の見込み）

国の手引きに従い、ニーズ調査において、放課後の時間を過ごさせたい場所として学童保育を選択した人の比率をもとに、量の見込みを算出しました。

ただし、週1、2日のみの利用を希望する場合は除外しました。

本市全体として、低学年と高学年のニーズ量の合計は、令和2年度で418人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

低学年・高学年とも令和2年度に最大となり、最大のニーズ量は272人（低学年）、146人（高学年）となります。

（提供体制の確保内容）

本市全体の定員は450人であるため、最大ニーズの418人（令和2年度）に対応可能です。しかし、放課後児童健全育成事業は、小学校ごとに利用されているため、小学校区を教育・保育提供区域とします。そのため、小学校区ごとに検討を行いました。

小学校区によっては、ニーズが定員を上回っている年度があるため、実際のニーズを見ながら、個別に対応策を検討していきます。

(2) 不定期に利用する事業

不定期に利用する事業についての令和2年度から令和6年度にかけての量の見込みと提供体制の確保状況は以下のとおりです。

【不定期に利用する事業の量の見込みと提供体制の確保状況】 (単位：人)

		平成30年 実績(※)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
①	子育て短期支援事業	量の見込み	0	34	33	31	30	30
		確保数	0	34	33	31	30	30
②	地域子育て支援拠点事業	量の見込み	8,490	8,006	7,650	7,245	6,963	6,877
		確保数	12,480	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640
③	一時預かり事業	量の見込み	557	526	502	476	457	452
		確保数	557	526	502	476	457	452
④	病児保育事業	量の見込み	80	76	73	71	67	65
		確保数	1,184	480	480	480	480	480
⑤	子育て援助活動支援事業	量の見込み	204	192	185	179	171	165
		確保数	204	288	288	288	288	288

※ 平成30年度の「量の見込み」とは実際の利用人数、「確保数」とは定員数

①子育て短期支援事業

(量の見込み)

国の手引きに従い、ニーズ調査において、保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった人の比率をもとに、量の見込みを算出しました。

ただし、泊りがけの用事の際に、「子どもを同行させた」場合、「困難なく親族等に見てもらった」場合は除外しました。

量の見込みは、令和2年度で34人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

(提供体制の確保内容)

市外の児童養護施設と連携し、ニーズに対応していきます。

②地域子育て支援拠点事業

（量の見込み）

直近（平成30年）の利用実績（8,490人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で8,006人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

（提供体制の確保内容）

現在、山梨市内2か所でそれぞれ週5日と週3日、地域子育て支援センター事業を実施しています。毎回40人（20組の親子）が参加した場合には、年間で40人×計8日×52週＝延べ16,640人（8,320組）となり、ニーズ量の最大値8,006人（令和2年度）を上回るため、必要な量が提供可能と考えられます。

③一時預かり事業

（量の見込み）

直近（平成30年）の利用実績（557人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で526人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

（提供体制の確保内容）

保育園、ファミリー・サポート・センターなどでニーズに対応していきます。

④病児保育事業

（量の見込み）

直近（平成30年）の利用実績（80人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で76人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

（提供体制の確保内容）

病児・病後児保育等については、現在山梨厚生病院内で年間240日程度、定員2名で対応を行っており、年間で240日×2人＝延べ480人の受け入れが可能となっています。

ニーズについては、最大で年間延べ76人（令和2年度）と見込まれますので、対応可能と考えられます。

⑤子育て援助活動支援事業

（量の見込み）

直近（平成30年）の利用実績（204人）をベースに、人口増減を加味して量の見込みを算出しました。

量の見込みは、令和2年度で192人であり、計画期間中では同年が最大となる見込みです。

（提供体制の確保内容）

現在援助を行う提供会員が96人います。仮に年間3回の援助を行うと想定すると、年間で96人×3回＝延べ288（人）を確保することが可能であり、192人の見込量に対応できると考えられます。

そのため、現在の提供会員の規模を維持、拡大していくとともに、より多く援助が成立するように活動を行っていきます。

(3) その他の事業

その他の事業についての令和2年度から令和6年度にかけての量の見込みと提供体制の確保状況は以下のとおりです。

【その他の事業の量の見込みと提供体制の確保状況】

			平成30年 実績(※)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
①	利用者支援事業 (子育て世代包括支援 センター)	か所	量の見込み	1	1	1	1	1	
			確保数	1	1	1	1	1	
②	妊婦に対する 健康診査	人(延べ数)	量の見込み	2,485	2,576	2,492	2,394	2,310	2,240
			確保数	2,485	2,576	2,492	2,394	2,310	2,240
③	乳児家庭全戸訪問 事業	人	量の見込み	190	184	178	171	165	160
			確保数	190	184	178	171	165	160
	養育支援訪問事業	件	量の見込み	8	8	8	8	7	7
			確保数	8	8	8	8	7	7
参考 0歳児の推計人数				184	178	171	165	160	

※ 平成30年度の「量の見込み」「確保数」とも実際の利用実績

①利用者支援事業

子育て支援課の窓口において、全般的な案内を行っています。今後も現在と同様の相談体制で対応していきます。

②妊婦に対する健康診査

妊婦1人につき14回の健康診査となるため、各年度の0歳児の推計人数×14回で算出しました。実績としても母子手帳交付件数の1件あたり14回程度健康診査が利用されています。各年度、健康診査結果を参考に必要な保健指導を実施し、全てのニーズに対応していきます。

③乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問は、各年度の0歳児の全家庭に訪問することを想定しました。全ての母子の心身の状況及び養育環境の把握、相談支援を実施していきます。また、養育支援訪問事業の量の見込みは、平成30年の実績(乳児家庭全戸訪問の4.2%)を基に見込みを算出しました。養育環境に応じて必要なサービス量を確保していきます。

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

第6章



計画の評価と見直し

- 1 計画の評価
- 2 計画の見直し

第6章 計画の評価と見直し

1 計画の評価

本計画に基づく事業の実施状況などについて、毎年度、山梨市子ども・子育て会議において点検、評価を行い、その結果を公表します。

2 計画の見直し

第5章で推計を行った子どもの数や実際の施設やサービスの利用状況が、本計画で見込んだ量と大きく離れ、見直しが必要な場合には、令和4年度を目安として計画の見直しを行います。また、その他計画の評価等を行う中で、内容に変更が必要な場合には、計画の見直しを行います。なお、この見直し後の計画についても計画期間は令和6年度までとします。

資料編



- 1 山梨市少子化社会対策推進条例
- 2 山梨市子ども・子育て会議条例
- 3 山梨市子ども・子育て会議委員

資料編

1 子育て支援に関するニーズ調査概要

1.調査目的

令和2年度を始期とする「第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、市民の子育てに関する現状を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題を整理するためにニーズ調査を実施。

2.調査方法と回収状況

(1) 調査対象

- ① 未就学児童：市内に在住の就学前の子どものいる家庭
- ② 就学児童：市内に在住の小学1～3年生の子どものいる家庭

(2) 対象者数

- ① 未就学児童： 1,547 人
- ② 就学児童： 578 人

(3) 回収数

- ① 未就学児童： 710 人（回収率 45.9%）
- ② 就学児童： 501 人（回収率 86.7%）

(4) 調査方法

- ① 未就学児童：郵送配布－郵送回収
- ② 就学児童：施設配布－施設回収

(5) 調査期間

- ① 未就学児童：平成31年1月11日～平成31年2月1日
- ② 就学児童：平成31年1月21日～平成31年2月1日

2 山梨市少子化社会対策推進条例

平成 17 年 7 月 1 日

条例第 240 号

改正 平成 29 年 3 月 24 日条例第 8 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 基本的な施策（第 8 条～第 17 条）

第 3 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、少子化社会対策の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者、家庭及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な基本事項を定めることにより、安心して子どもを生み、育てることができる環境の形成について、総合的かつ計画的に推進し、もって未来に夢や希望がもてる豊かで活力ある山梨市の具現化を目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 少子化社会 急速な少子化の進展により人口構造にひずみを生じさせ、社会生活に深刻な影響をもたらしている社会をいう。
- (2) 子ども おおむね 15 歳未満の者をいう。
- (3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、または営利、非営利を問わず事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (4) 家庭 夫婦、親子など家族と一緒に生活する集まり、場所をいう。

（基本理念）

第 3 条 少子化社会対策は、次の各号の基本理念にのっとり、推進が図られなければならない。

- (1) 父母等保護者が子育てについての第一義的責任を有することの認識のもとに、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として、市、事業者及び地域が協働して少子化社会対策に取り組まなければならないこと。
- (2) 子どもの安全な生活が確保されるよう、家庭や地域に合った柔軟で総合的な子育て支援施策の充実を図らなければならないこと。

(3) 子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、少子化社会対策の推進のもとに、子育ては男女が協力して行うべきものとして取り組まなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、少子化社会対策に関する施策を策定するとともに、その施策の実施に当たっては、市民の意見を反映させるよう努める責務を有するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、家庭、地域、事業者等における子育てに関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう努めなければならない。

(家庭の責務)

第5条 父母等保護者は、子どもの行動及び人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、子どもが基本的な生活習慣や社会的な決まりを守る意識を身につけることができるよう努める責務を有するものとする。

2 父母等保護者は、子どもの成長に応じ、家庭内における意思の疎通を図るよう努める責務を有するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭や子育てに夢を持ち、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、市が実施する少子化社会対策に協力する責務を有するものとする。

2 市民は、地域において子どもを見守り、子どもへの声かけ等を行うことを通して、子どもとのかかわりを深めるように努めるとともに、社会的な決まりに反し、又は他人に迷惑を及ぼすような子どもの行動に対しては、注意や指導をするなど、地域全体としての取組を行うように努める責務を有するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、子どもを育てる家庭と事業者の役割を認識し、子どもを生子、育てる労働者に仕事と家庭との両立ができる雇用環境づくりに努めるとともに、市が実施する少子化社会対策に協力する責務を有するものとする。

第2章 基本的な施策

(基本計画)

第8条 市長は、少子化社会対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化社会対策の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

(子育て支援)

第9条 市は、すべての家庭が安心して生子育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、健全育成事業等子どもの成長と子育てを支援するものとする。

(親子の健康確保)

第 10 条 市は、健康・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業、食育及び思春期保健対策等を推進するものとする。

(子どもの生きる力の支援)

第 11 条 市は、子どもの発達段階に応じた教育環境づくりを目指し、子どもを生み、育てる意義や地域社会での役割について、子どものみならず、家庭、学校地域がともに認識し学ぶ機会を作るよう適切な措置を講ずるものとする。

(子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりの整備)

第 12 条 市は、子どもを育成する家庭に適した、良好な居住環境及び道路等の生活環境が整備されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育ての両立支援)

第 13 条 市は、職業生活と家庭生活の両立のため、就業形態や働き方を見直し、事業者と働きかけるとともに、育児休業制度等の周知、啓発を推進するものとする。

(子どもが安全な環境作りの推進)

第 14 条 市は、子どもを危険から守るため、関係機関と連携を図り、事故防止対策、防犯対策、交通安全対策活動等を推進するものとする。

(子どもの権利の尊重)

第 15 条 市は、子どもの人権や利益が最大限に尊重されるため、あらゆる機会を通して普及啓発を行うとともに、ひとり親家庭の支援や障害児対策の充実を図るものとする。

(市全体での子どもの健やかな育ちの応援)

第 16 条 市は、子育てを市全体で推進するため、市民による自主的な活動を促進し、共同で取り組むものとする。

(実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年度、少子化社会対策の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

第 3 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、合併関係市町村(合併前の山梨市、牧丘町及び三富村)

で現に策定されている少子化社会対策の推進に関する基本的な計画であって、少子化社会対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものは、第 8 条第 1 項の規定により策定された計画とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日条例第 8 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 山梨市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 15 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日条例第 7 号

平成 29 年 3 月 24 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、山梨市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、会長が指名する。

3 専門部会は、資料収集及び計画素案の作成を行う。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山梨市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 山梨市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年山梨市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年3月25日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

4 山梨市子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

	所 属 等	氏 名	役職
会 長	私立幼稚園代表	古屋 和徳	くさかべ幼稚園長
副会長	山梨市社会福祉協議会代表	詫間 仁	社会福祉協議会長
委 員	山梨大学大学院教授	山縣 然太郎	大学院医学工学総合研究部
委 員	山梨県立大学教授	高野 牧子	人間福祉部教授
委 員	山梨厚生病院小児科部長	池田 久剛	
委 員	保育協議会代表	熊谷 朋子	風の子保育園長
委 員	保育園保護者連絡協議会代表	古屋 力	八幡保育園保護者会長
委 員	民生委員児童委員協議会代表	荻原 眞紀子	民生委員児童委員協議会長
委 員	障害者等自立支援協議会児童部会代表	飯室 智恵子	児童発達支援センターひまわり園長
委 員	峡東保健所長	藤井 充	
委 員	助産師会代表	飯島 恵子	
委 員	小中学校長代表	宮澤 洋一	日川小学校長
委 員	小中学校PTA代表	星野 高保	加納岩小学校 PTA 代表
委 員	私立幼稚園保護者会代表	廣瀬 明日香	双葉幼稚園保護者会長
委 員	養護教員研究会代表	古屋 瑞穂	笛川中学校養護教諭
委 員	子育て関係者	飯嶋 美紀	保育サポートどんぐり代表
委 員	〃	小野 恵美	子育てサークル ミッフィー代表
委 員	〃	清水 ますみ	子育て中母親代表
委 員	〃	廣瀬 由紀	子育て中母親代表
委 員	行政関係者	古屋 博敏	山梨市副市長

第二期山梨市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：2020年3月

策定：山梨市子育て支援課

〒405-8501 山梨市小原西 843

TEL0553-22-1111（代表）